

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (17.1 定)			
日 時	平成 17 年 3 月 10 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 5 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	見楚谷委員長、北野副委員長、横田・上野・森井・菊地・ 佐々木 (茂) ・前田・井川・高橋・佐藤 各委員		
説 明 員	市長、助役、教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、上野委員、高橋委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大橋委員が上野委員に、武井委員が佐々木勝利委員に、古沢委員が菊地委員に交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、市民クラブ、れいめいの会の順といたします。

自民党。

井川委員

公道自動車レースについて

それでは、質問をさせていただきます。

まず最初に、市長提案説明から伺います。2月の衆議院予算委員会での小泉首相の発言は市民にとってもたいへん励みになるものでありました。その内容は、小樽運河などの産業遺産を活用したまちおこしに成功した都市再生モデルの成功例として取り上げられたものでした。このことに対して、市長は「小樽の持つ可能性、潜在能力の高さと、これまでのまちづくりに対する評価をいただいた。今後も市民の皆さんと創意工夫を凝らし、小樽の特性を生かしたまちづくりを進めてまいりたい。」と言っておられましたが、このことに関連して質問いたします。ただいま申し上げましたとおり、優良な都市再生のモデルとして小樽が取り上げられましたことは、すばらしいことであると考えております。なおいっそうご尽力をお願いするところであります。小樽市は昨年6月に内閣総理大臣から、地域再生計画、小樽グランプリ構想の認定を受けて、現在、全国では初めての公道レースの実現に取り組んでいると伺っております。とても夢がある話で、私も関心を持って動向を見守っているところですが、現在の取組状況について説明してください。

(総務)企画政策室迫主幹

小樽グランプリ構想にかかわります現在の取組状況ということでございますけれども、昨年6月に地域再生計画の認定を受けましたときも、国内の電気自動車のメーカーから、小樽の道路を使ってレースをさせていただきたいというような提案がございました。現在、この提案を契機にいたしまして、小樽グランプリ推進協議会という団体がございますけれども、こちらの方ではこのメーカーを含めた国内のほかのメーカーの参加も得ながら、小樽で公道を使って電気自動車のレースを開催したいということで現在取り組んでいるところでございます。また、あわせまして、このレースなりイベントを通じまして、電気自動車というレースなものですから、エネルギーとか地球環境、そういった問題も提起したいというふうに考えているところでございます。

井川委員

ただいまの答弁で、電気自動車のレースの実現に向けてということですから、このレースとグランプリとはどのような関係になるのでしょうか。

(総務)企画政策室迫主幹

公道を使ったレースといいますと、まだこれまで全国的に例がないということで、今後、さまざまな課題を解決していかなければならない。道路を閉鎖するということが一番大きな問題だと考えておりまして、これを解決するための課題というものを解決していかなければならないと考えてございます。電気自動車のレースも小樽グランプリ

り、これは実はどちらも地域再生計画の中に位置づけられておりますレースでございます、レースも大小あるのですけれども、どちらも道路を封鎖する、そういうことでは同じ意味合いを持っているかと思っております。ですから、この電気自動車のレースを今後開催することによって、将来小樽でグランプリを開催するというこの課題の抽出、そういったものが図られるのではないかなということで位置づけております。

井川委員

全国では初めてのケースということであり、実現に向けて幾つもの障害を乗り越えなければならないわけですが、どのような課題があって、市としてはどのようにかかわっているのでしょうか。

(総務)企画政策室迫主幹

課題と小樽市のかかわりということでお尋ねがございましたけれども、現在、公道を使ったレースをするために、やはり道路交通法という法律がございます、この中で、道路の使用許可の権限というのは警察にございます。警察の方からは、道路を使用するための許可をいただく前提として三つほど掲げられておまして、一つには道路を封鎖するというこの障害を越えるそれ以上の公益性がレースにあるのかどうかというのが1点でございます。それから地域住民とか、あるいは沿道の事業者、道路管理者、こういった方々の合意形成が図られているかどうかという点が2点目でございます。それから3点目には、きちんと安全対策が構築されているかどうかで、この3点の課題と申しますか、この前提条件を解決していくことが今求められております。私どものかかわりとしたしましては、地域再生計画に基づきまして、特定地域プロジェクトチームというのを立ち上げてございますから、この中で関係行政機関の皆さんにお集まりをいただいて、レースを実現するためのご理解をいただく、そういう努力をしているところでございます。

井川委員

先日、小樽グランプリ推進協議会が主催した講演会に、参加する機会を得ました。たいへん興味を持って私も参加してみまして、その中で私も質問させてもらう機会を与えられました。それで、私はそのとき聞いたのですけれども、まず一番先に、準備期間はどのくらいかと言ったら、2年間で準備ができますということ。それから、費用はどのくらいかかりますかとお尋ねしましたら、費用はほとんどかからない、非常に私はそれも大変だということで危ぐしておりましたら、10のスポンサーがついたり、あるいはそういうことで、全然費用は関係ないのだという話を伺って、私はこれはもう近々にできるような希望を持って質問させていただいたのですけれども、グランプリ開催に当たって、社長であるカルコーベンさんという方が、たいへん膨大な経済効果があるとおっしゃっておられましたけれども、本市で開催されるようになりますと、どのような効果が生まれるか、尋ねます。

(総務)企画政策室迫主幹

私どもは詳しくは承知してございませんので、これはあくまでもグランプリ推進協議会の方からお聞きしたお話ではございますけれども、諸外国で開催されておりますような国際的なレースですと、開催期間というのが3日から4日というふうに言われてございますけれども、この間の経済効果というのは、やはり数十億円というふうに言われております。小樽市で開催した場合、どのくらいかということについては、まだ詳しく試算しておりませんので、ここで申し上げることはできませんけれども、おおむね考えられることといたしますと、国際的なレースですから、国内外からの集客による消費効果とか宿泊効果というのが考えられると思いますし、あるいはレース開催による地元発注、あるいは雇用の創出効果というものも期待されるのではないかと考えてございます。また、レースが開催されるということになりますと、さまざまな報道機関が小樽市を訪れるということになりますので、その報道なり映像を通じて、世界に小樽のまちのPRなど情報を発信できるというような効果が考えられるのではないかとこのように考えてございます。

井川委員

国際的なレースが開催されると、さまざまな効果が期待できて、国際観光都市、世界の小樽を目指して、とても

大きなチャンスがあると思います。多くの課題があるかと思いますが、ぜひ実現ができるように願っております。

都市間交流推進事業について

続きまして、見楚谷議員の代表質問から、ちょっと尋ねます。まず、都市間交流推進事業についてであります。今回、市長は青少年健全育成の観点で、広島県尾道市の小学生と小樽市内の小学生が交流を行うということで、都市間交流推進事業について、代表質問のご答弁をなされ、小樽の小学生を尾道市に派遣すると言っておりますが、どの程度の規模をお考えなのでしょうか。

(総務)企画政策室東田主幹

ただいまのご質問でございますけれども、市長の答弁でも申し上げましたけれども、本事業を行う都市間交流推進事業につきましては、青年会議所との共催事業ということで考えていまして、今進めているところであります。尾道市への派遣研修の内容につきましては、まだ正式に決定してはおりません。しかし、今後、青年会議所との協議の中で、明らかにしていきたいというふうに思いますけれども、市といたしましては、市内の各小学校に呼びかけまして、おおむね30名程度の小学生を募集したい、そう思っております。なお、子どもたちだけに行かせるわけにはいきませんので、青年会議所のメンバーと市からの随行も含めまして、40名から50名程度の規模になるうかと、そういうふうに思っております。

井川委員

尾道の小学校が実践している特色ある取組と言っておりますが、その特色ある取組とは具体的にどのようなものなのでしょうか。

(総務)企画政策室東田主幹

尾道の小学校の特色ある取組ということでございますけれども、具体的に言いますと、尾道市の長江小学校という学校が現在取り組んでおります総合学習に、地域の伝統文化を取り入れるというものがあまして、例えば具体的に言うと、小学校6年生の総合学習に取り入れている地域文化というのは、能舞台の能です。それから、5年生の場合は、私はこれはわかりませんが、篠笛というもので、たぶん葉で笛をつくるのかというふうに思っておりますけれども、篠笛といったものです。それから、4年生の場合は、地域ゆかりの歌人が尾道にいらっしゃって、その方の縁で、他の市町村の小学校との交流、その歌人が歩んだ道とか、地域の方々の交流をやっている。3年生の場合は、地域のお年寄りとの交流ということで、この具体的内容はまだ明確ではありませんけれども、地域連携を図っているなど、地域と密接なつながりを持ちながら取り組んでいると伺っており、ぜひこのような取組を小樽の小学生も実際に直接目で見て、体験していただくことで、みずからが郷土小樽を見つめ直す機会に触れていただきたいと、そう思っています。

井川委員

ところで、事業の実施時期はいつごろをお考えでしょうか。

(総務)企画政策室東田主幹

事業の実施時期についてですけれども、今回のこの都市間交流推進事業につきましては、もう一つテーマを掲げておまして、平和というのが実はあります。今回、派遣研修事業に広島市で開かれます平和記念式典への参加も予定しておりますことから、平和記念式典が8月6日と決まっています。その式典をはさんで、その前後で実施する運びで、今、尾道市と小樽市とが協議しているところであります。

井川委員

8月6日を軸にということで、夏休み中ですが、尾道市の小学生との交流は可能なのでしょうか。あちらの学校も夏休みで、受入れが可能なのでしょうか。

(総務)企画政策室東田主幹

先ほど、尾道市の特色ある取組というのを紹介させていただきました。この取組は、休み期間中も実施されてい

ると聞いております。受入れ可能という回答をいただいていますけれども、尾道の長江小学校の活動は、文部科学省の地域子ども教室推進事業というのに位置づけられておまして、地域の大人たちが指導ボランティアとして協力するなど、地域の連携の下で行われているものでありますので、休日とか夏休みも実施しているというふうに考えます。

井川委員

これから、小樽市を支えていく青少年の育成ということは、たいへん大切なことだと思いますので、積極的にいろいろなことに取り組んでいただきたいと思います。

福祉コミュニティ都市推進事業について

次に、新規事業であります福祉コミュニティ都市推進事業について尋ねます。初めに、福祉コミュニティ都市というのはどういう意味なのでしょう。

(総務)企画政策室東田主幹

福祉コミュニティ都市という言葉の持つ意味についてでございますけれども、そもそも、平成15年度に市の若手職員10名で構成されました小樽ジェットプロジェクト研究会がまとめた報告書の中で、「はぐくみ交流都市・おたる」の三つの将来福祉像、これからの小樽の進んでいく方向性、その中の一つとしてこの福祉コミュニティ都市というのが位置づけられたものであります。高齢者のみならず、市民だれもが生きがいを持ち、社会に貢献する意識を高めることが、一人一人の健康増進につながり、そしてそのことを通して新たな地域コミュニティの再生を図っていく都市、そんな都市を目指すというところであります。そのためにも、人と人との交流や連携、それから協働、支え合い、世代間交流、生きがい創造、さらには社会参画意識の醸成と自発性など、それらを絡め合わせながら、元気な高齢者の持っている知恵、それから経験を地域の資源と位置づけまして、活躍の場を創出することで、これまでのような高齢者は弱者というイメージからも脱却することが可能なまちになっていくのではないかと、そういうふうにご考えてございます。

井川委員

3月5日土曜日に、日専連で「高齢者が元気に暮らせるまちづくり」という講演会を実施したと思います。あいにく私は参加できなかったのですが、どのようなテーマで、どのような内容の講演があったのか、また、どのような方々が参加して、全体の参加者数は何名であったのか、お知らせいただきたいと思います。

(総務)企画政策室東田主幹

まず、3月5日に開催いたしました「高齢者が元気に暮らせるまちづくり」講演会についてですけれども、主目的はこのタイトルでございまして、そこにサブテーマをつけて、「今こそ活かせ、シルバーパワー」というテーマをつけました。そのテーマの下に、講師に小樽出身の落語家であります林家とんでん平さんを迎え、題目は「心の健康は笑から」という内容の講演をいただきました。それからもう一つは、道内で新時代をつくる高齢者の経験とネットワークを生かすことを目的としてNPO法人を立ち上げておりますシーズネット代表の岩見太市さんからの「豊かな老後の暮らしのために」と題して、それぞれ身近な話題を中心に、とんでん平さんからは健康、それから岩見太市さんからは介護についてのお話をいただきました。

また、参加者につきましては20代から80代まで、幅広い年齢層の市民の参加が見られ、男女の比率はほぼ半々であったと思っております。

事務局としては、当日入場を250名想定して用意しておりましたが、当日は350名を超える方々が参加し、講演を聞いていただきました。

井川委員

この講演会と新規事業であります福祉コミュニティ都市推進事業との関係はあるのでしょうか。もしあるのであれば、どのような結びつきになっているのか、お答えください。

(総務) 企画政策室東田主幹

講演会とそれから新規事業である福祉コミュニティ都市推進事業とのかかわりですけれども、今回のこの福祉コミュニティ推進事業は、市民の皆さんとともに、高齢者が元気に暮らせるまちづくりを考えていこうというものであって、さまざまな交流、それから学習会、懇親会などを通して、市民の皆さんからいただいたアイデアを基に、社会貢献を行っていくことを目指しています。そのことから、近くだれもが気軽に参加できる懇談会を立ち上げるものでございまして、その懇談会の中で活動していくことにしております。そのために、今回の講演会の中で、参加された350名の皆様に、福祉コミュニティ都市についてのご案内をさせていただきました。さらに、参加者にアンケートをお願いして、懇談会への参加を促したところであります。現在のアンケートは集約中でございますけれども、速報で、懇談会の参加希望者は、350人の中で百十数名というふうに、いわゆる3分の1の方々が話をしたいとおっしゃっている状況であり、具体的な活動内容は今後の懇談会の中で、メンバーの中で話し合いながら、その方向性を見いだしてまいりたいというふうに考えております。

井川委員

この質問の最後に、私からお願いがございます。私は実は銭函に住んでおります。今回、市長は大きな概念で、福祉コミュニティ都市推進事業を立ち上げたいということは理解できます。しかし、銭函地域の住民の中には、小樽へ行くという言葉がいまだに残っております。それだけに、銭函地域の人々は小樽市内ということ強く感じております。できればこのような事業を展開する際には、銭函地域での開催も視野に入れていただけたらと思いますが、いかがなものでしょうか。

(総務) 企画政策室東田主幹

福祉コミュニティ都市推進事業は、懇談会を通して多くのご意見をいただき、又は新たな発想というか、工夫を凝らす中で、高齢者の喜びとか知恵を出しながら、生きがいやにぎわい、それから交流や協働、支えなどの視点で、弱点と思っていたものを強みに変えていくというものでございます。そのことが、だれもが生き生きと暮らせるまちづくりにつながっていくと考えております。そういう意味でも、ぜひ井川委員のご希望にはすぐ沿えるかどうかと、答弁になっていませんけれども、ぜひ銭函の皆さんにも足を運んでいただいて、参加していただきたいと思っております。

なお、ご提案の銭函での開催ということにつきましても、今後の懇談会での話し合い、それから社会貢献の内容とか、そういうものを踏まえながら検討させていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、今回の産業会館の空きスペースを拠点とした活動を行うわけですけれども、その活動は将来的には市内の各地域で自主的に行える活動へと発展させていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと、そういうふうに思います。

佐々木(茂)委員

小樽病院給食職員の配置転換について

まず初めに、今回、小樽病院の給食委託に関しての職員の配置転換が行われるようでございますが、これの受入先に関して伺います。現在、樽病の給食の係、正職員が何名いるのか、そして嘱託員が何名いるのか。

(総務) 職員課長

小樽病院ですけれども、給食調理員は13名おります。そのうち17年度から委託ということで、職員の数を決めておまして、6名が学校及び福祉の給食職場の方に異動することになっております。

佐々木(茂)委員

それで、嘱託の職員はどのようになるのでしょうか。もちろん嘱託ですから、予告して解雇という形でしょうか。

(総務) 職員課長

基本的に、嘱託員の解雇については、一定の協議の下でやっておりますけれども、委託に関して、約束というのは

たぶんできないだろうと思うのですけれども、なるべくという形をお願いする形をとっているような状況でございます。

佐々木（茂）委員

正職員、嘱託職員、いろいろと組合との交渉の下に、長年かけてこの民間委託に当たっては進めているのかなど。それで、今日の道新、私のところは新聞は道新と日経をとっているのですが、その折り込みので、たぶん受入先の会社が職員募集をかけております。ですから、当然に委託を受けて、職員をいわゆるそういう形の中で決まっていなと。そして、入札というか、いわゆる応諾したわけですから、当然そういう形の中で仕事をする上で、遺漏のないように進めようということで、小樽市の在住となるのかどうかわかりませんが、採用しようとしているのではないかと思うわけですが、それらのことも含めて、今日は病院の関係でございませし、受入先としまして、学校や福祉の方に行くということですから、所管がちょっと違う形になるもので、この件については質問はここでやめておきます。

市税の収納について

次に、新年度予算の歳入、いわゆる市税についてお尋ねをいたします。市は市税の歳入が大きな柱であるということは、今さら申し上げるまでもありませんが、景気の低迷の折、税源の確保はたいへんであり、収入率が低下している現状であります。市税の予算を見積もるときは、どのような考え方に基づいて試算しておりますか、尋ねます。

（財政）税務長

歳入予算の税収についての見積りというベースの考え方でございますけれども、それを見積もる場合は、まずそれぞれの税目ごとに予算調定額、来年はどのぐらいになるのだろうということの額を算出することになります。全部ではございませんが、例えば市民税の場合、個人と法人ということであるわけですが、法人では、現在では法人数や経済状況を見ます。それからまた、個人では、最近では納税義務者の減とか、収入の減というような傾向にあるものですから、その状況を的確に把握するというに努めております。ただ、固定資産税につきましては、土地においては現在、地価の下落という、そういう傾向にございます。その状況の把握、それから家屋におきましては、新增築、それから取壊しの状況と、いわゆる自然増減等の関係でございませけれども、それぞれの調査結果などを的確に予算に反映させるということで、調定額を算出してございます。なお、収入率につきましては、直近の決算、それから過去の実績というものを参考にしながら、慎重に算出してございます。また、その調定額に今申しました収入率を乗じて、歳入予算を見積もっているという状況でございます。

佐々木（茂）委員

収入率の向上のため、全庁を挙げていろいろ協力をされていると思われませ。少しでも収入額を増やして、収入率を上げることで、予算の計上の額にもはね返ってくるということになるわけでございますから、予算の編成に当たっては、財政再建という命題の中、歳入確保も大変なものではありませんから、これら高い数値目標を持って、その実現に努めることも必要でないかと思ひませが、いかがでしょうか。

（財政）納税課長

高い数値目標をということでありませけれども、努力目標ということでは余計に立てさせていただきますけれども、この目標は明らかにするという観点から、私ども納税課の中において滞納整理、計画を作成する際には収入率、収入額などの数値目標も取り入れて、その達成に向け努力してまいりたいと考えています。

佐々木（茂）委員

今も話がございましたように、収入率の低下、これらに関する歯止めをかける対策は何か考えているでしょうか。

（財政）納税課長

収入率については、担当者が1年間滞納整理に取り組んできた結果としての数字であります。これが低下傾向に

ありますので、たいへん残念なことと思っております。しかし、滞納を防ぐには特效薬がなく、やはり地道に努力を積み重ねていくしかないものと考えております。これまでも、先ほど委員の方から、全庁的にいろいろ努力されているとお話がありましたけれども、これらも含めながら、今後も創意工夫を重ねながら、収入率の向上に引き続き努力してまいりたいと、そのように考えております。

佐々木（茂）委員

財政再建推進プランについて

次に、財政再建推進プランについて尋ねます。まず、名称について、健全化計画を財政再建推進プランとしたのは、どういう理由・目的からですか。

（財政）齋藤副参事

財政再建推進プランとした理由につきましては、現行の健全化計画が平成12年11月に、13年度から17年度を目的に策定しております。それで、そのときの作成時の状況なのですが、11年度は9億5,000万円ほどの黒字でございました。しかしながら、税収の低迷とか、扶助費あるいは公債費の増とか、そういった今後の事業を考えますと、いっそう厳しい財政状況になると考えたわけです。単年度収支均衡と経常収支比率の改善を目標としまして、より健全な財政を目指していくということで、健全化計画とされていたものでございます。今回、再建プランといたしましたのは、委員の皆様もご存じのとおり、2年連続の赤字予算を編成せざるを得なかった、こういった中で、そういう非常事態にありますので、もう健全化というレベルよりも、再建と、そうしなければならない、そういう強い意思もございまして、今回、財政再建推進プラン、このように命名をしたものでございます。

佐々木（茂）委員

それであれば、健全財政とは何か。再建にはどのような方法があるか。本来であれば、健全とは、健やかで病気の少ないこと、物事に欠陥や偏りが少ないこととございます。財政の健全とは、どんなことと認識をされているのでしょうか。

（財政）財政課長

一般的に、財政の健全化というのは、大きく分ければ三つの要素があると思いますけれども、一つは財政運営が堅実であること。どういうことかといいますと、収支均衡を保っていること、財政運営が公正で適正に行われていることが、財政運営の堅実性だと思います。二つ目には、財政構造が健全性を保っている。これは、財政構造というとなかなか難しいのですが、歳入と歳出のバランスなのですが、自由に使える一般財源の量が絶対量としてまず多いと。その一般財源を何に使うかということですが、義務的で経常的な、どうしても使わなくてはならない経費にどれだけ少なく充てられるか。要は、それをやっても、どれぐらい本当に自由に使えるお金がたくさんあるかが健全性だと思います。もう一つは、適正な行政水準が維持されていること。いくら財政が黒字であっても、その中で市民生活に支障を与えるような財政状況では困る。収支均衡の中で、適正な行政水準が保たれる、これが財政の健全性だと思います。

あと再建の方法ですが、財政再建といいます、小樽市は今予算で赤字予算を組んでいますので、基本的に自治体の財政は予算であれ、決算であれ、収支均衡が原点でございます。ですから、1円でも赤字になってしまえば、それはもう赤字団体、それは1円でも赤字団体は赤字団体。赤字になってしまえば、収支均衡を保つためには、当然黒字を目指さなければならない。それが基本だと思います。それで、その黒字を目指すことを再建というのだと思います。再建の方法には、大きく分けて二つがあります。一つは、みずからの力で赤字を黒字に転換する。これが今、私どもが再建手段で示している自主再建。もう一つは、一定以上の赤字になったら、もう自力での再建はあきらめる、これがいわゆる財政再建団体に陥るということで、それは国の監視を受けながら、自主性を発揮できない中で再建を果たす、そういうことだと思います。

佐々木（茂）委員

収支試算について

それでは次に、現状の収支試算についてでございます。個別の試算方法を伺います。まず、各経費の試算は、理論的に納付比率などを掛けて算出したものでしょうか。また、それとも、一本一本の事業を見積もったのでありま
しょうか、伺います。

（財政）笠原主幹

今回の財政再建推進プランの今後の収支見込み、収支試算ということでございますけれども、今回の試算に当たり
ましては、歳入につきましては市税、地方交付税など一般財源、これにつきましては平成19年度以降の国の動向
がまだ不明でございますので、平成17年度の予算とほぼ同額ということで、見込んでおります。歳出につきましては
は、約1,800本ほどの事業でございますが、これを1本1本積み上げまして、各部で今後どういう形になるかとい
うことを出していただきまして、それを財政部の中で調整いたしまして、積み上げております。

佐々木（茂）委員

それでは次に、現状の収支試算についてでございます。この収支、特に歳出について、国でいえば概算要求ベ
ースを5年で見積もったということになりますでしょうか。

（財政）笠原主幹

今、委員のおっしゃられるとおり、概算的に財政部の方に出していただいたということになりますけれども、前
提となりますいろいろな制度がございますが、その制度につきましては、現行の制度のまま5か年分の事業をする
場合にはこうなりますと、後年度の予算要求分を積み上げたものというふうにご覧いただいてもよいかと思っ
ています。

佐々木（茂）委員

財政再建の取組について

それでは次に、財政再建の取組ということで、尋ねます。財政再建を図るための取組についてでございますが、
この考え方は5年間分の要求を受け付けたので、それを再建団体に陥らないように削減をしていく、そういうもの
になるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

（財政）齋藤副参事

財政再建の取組についてでございますけれども、佐々木茂委員のおっしゃる部分についてはそのとおりだと思
います。また、今回の改善には、4年間で88億円、これもこういう大きい改善目標を考えておまして、大変な額だ
というふうに思っております。それから、今までも事務事業の見直しの中で一生懸命削減に取り組んでおまして、
また、予算編成に当たりまして、特に事業の厳選、そういう中でやってきておしますので、いわゆる今までのや
り方、予算編成に合わせてやる、そういうやり方ではやはり一定の限界があるかと、そういうことも考えてお
りまして、ですから今回財政再建推進プランの基本方針で示しておりますように、例えばその事業の必要性、もう目
的を達成させているのかどうなのか、あるいは効果と費用の面でいってどうなのだろうか、あるいは行政としてや
るべきことなのか、それとも民間に任せるべきなのかなど、そういった観点から事業を根本から見直すやり方でや
っていかなければならないというふうに考えております。

佐々木（茂）委員

繰出金の増減について

次に、17年度の繰出金の増減要素について伺います。取組の中で、いろいろありますけれども、特別会計、企業
会計の収支改善に関連して、平成17年度の繰出金の増減要素はどのようになっているのか、尋ねます。

（財政）財政課長

特別会計、企業会計の繰出金、17年度予算で96億円というたいへん大きな規模になっています。16年度当初予算

では97億円とか、若干減っていますが、その増減の主なものを見ますと、まず港湾整備事業特別会計におきましては、今まで建設投資をしておりますので、それらの公債費で6,000万円ほど伸びております。その分、繰出金が増えて、5,600万円。国民健康保険会計につきましては、交付税措置もあるのですが、財政安定化支援分というのも、去年は6億円で見ておりましたが、今年は16年度交付税の様子を見たら5億5,000万円ですので、16年分補正もさせてもらいましたが、その補正後の5億5,000万円で来たので5,000万円にしました。駐車場事業特別会計については、駐車場の収入が減っておりますので、その分繰出しが増えていいる。老人保健事業特別会計につきましては、新たな高齢者の入りはないのですが、公費負担比率が見直されておりますので、その分市の負担も16年は6.3パーセントだったものが、17年度においては最高8.3パーセントと伸びますので、その分でも出ております。これは約1億円弱。それから、住宅事業特別会計につきましては、三位一体の改革によって、家賃収入補助が入らなくなって、これは一般財源化された影響8,000万円だとか、このほかに住宅の取壊しで2,900万円です。ただ、今までが一般財源でやっていました住宅の修繕に起債を入れようとしておりますので、こんなもので少し取り戻したのもありまして、2,000万円ほどのこと。簡易水道は昨日も議論がありました。石狩開発が、石狩西部水道企業団がやっております。介護保険事業特別会計は給付費が5億円ほど伸びておりますので、その12.5パーセントということで、7,000万円ほど増える。病院事業会計については、収支が16年度の当初予算よりも2億8,000万円ほど減っております。そのかわり、給食の委託等で若干支出の方も抑えられています。その収支の不足分が減ったということで1億円ほど増えております。水道につきましては、減免の見直しということで、4,300万円ほど繰出しが減。下水道なのですが、そういう例年の見直しの例もありますが、一般会計も苦しいものですから、下水道会計に4億円の不良債務を覚悟してもらおうということで、繰出金を減らしておりますので、そこで約4億円減っております。今、言ったのも合わせてみますと、16年度と17年度の当初予算比では1億4,000万円ほど繰出金を減らしているということになります。

佐々木（茂）委員

ただいま説明をいただきました。私としましては、5年分の査定で、再建のめどをつけたいところでございます。並大抵でないというふうに推測をいたしているところでございます。ただ、先ほども理事者から言われておりますように、行政水準の維持も大切なことでございますので、行政と市民の役割をどう分担するのかを含めて再建をすべき、この点では何ら異論のないところでございます。市長と一緒に我々も力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

横田委員

学校運営協議会について

一般質問に関連して、教育委員会に質問しますが、学校運営協議会というものが早くからやっていたと思っておりますけれども、その周知の関係ですが、今まで地域を通して、それらを周知したことがないというのですが、こういうA4、4枚のパンフレットが文部科学省から出ているというか、ホームページでも掲載しています。これはどこかに配布しているのかどうか。

（教育）学校教育課長

学校運営協議会のパンフレットの関係でありますけれども、確かにインターネットの中では、文部科学省がそのパンフレットを各都道府県教育委員会に配布しているという記載がございますけれども、小樽市教育委員会の方には、そのパンフレットというのはまだ来ていませんので、そのパンフレットについては配布をしていません。

横田委員

道教委に行っておりませんのでわかりませんが、中身を見ますと、非常にいいことが書いています。ちょっと紹介しますと、「学校って、郵便局やコンビニと同じくらい家の近くにあるのに、最近、足を運んでないなあ、どうなってるのかなあ、と感じたことはありませんか、地域色豊かな教育を実施してほしい、こんな先生に来てほ

しい、地域での体験活動を実施してほしい」そういう声を学校の運営に、教育に反映させる制度ですということなのです。PDF形式でこのページを掲載していますので、簡単に印刷できますので、これを周知してほしいと思うのです。

なぜ学校で協議会をやってほしいというか、やった方がいいのではないかと言うかという、地域のお母さんたちに聞きますと、学校の先生にいろいろな提言を、担任とか、また、部活を何とかという訴えもあるのでしょうか、そういうことで提言しても、聞き入れてくれない例が多いということなのです。それで、お母さん方はいろいろな要望をするのだけれども、どうも先生のところでとまってしまうと。先生方は、校長には特に父母からの要望はないというような報告をされているようです、一部の学校ですが。それで、ある日、校長先生がお母さん方に、保護者の要望はないですかと聞いたところ、こういったことがいっぱいあるということも現実にあるようです。

簡単に、どんなことを要望されて、それで先生方がどういう回答をされているのかというのを、お母さん方にお聞きしましたので紹介しますと、運動会でPTAの参加種目を入れてほしいと言うと、町内会の運動会でください。それから、運動会のダンス、子どもたちはダンスをやるのですね、これをやめたりなんかするところがあったので、やめないでほしいという要望には、運動会は村祭りではないと。これは脚色して言っているのではないですからね。お母さんたちに聞いてきたことです。それから、他の学校のように、運動会に騎馬戦などを取り入れてほしい、回答は、そもそも運動会は軍隊の体力づくりのために始まったものであり、今後は、本州でやっている体育発表会のように変わっていくだろう、こう言っているのです。それから、PTAの会則や規約、この学校では相当何十年も前にできたものらしいです。非常にわかりにくいので、あるいは文言なども非常にかたい言葉を使っている、わかりやすい言葉で見やすいものに変えていきたい、そういう提案をしますと、すばらしい理想をうたっている、一字一句変えられないと言ったそうです。それから、学級便りをもっと出してほしいという要望には、学年で出さないということにしたので出せません。それから、版画や絵など、受賞した子を学校としても表彰したい、してほしいという要望には、個人的なことであり、その子1人だけを表彰するのはすべきでない、差別だということ。それから、最後に、あゆみ、通知表に一言書いてほしい、これは何回も委員会などでも出ていますけれども、これについては何十年も変わっていないので変えられないと、こういう回答をされたそうです。まず、今言った事例に対して、どのような感想をお持ちか、教育委員会の見解を聞かせてください。

(教育)指導室長

ただいま委員のご指摘の内容でございますが、市内全体の状況を見ますと、委員もご指摘のとおり、一番大事なことはやはり子どもたちの声や、また、とりわけ保護者の声を聞きながら、教育をよくしていくというのが今の基調でもございますし、そういう流れの中で、各学校が努力をしているところでございますが、例えば運動会の種目につきましても、通知表のありようにつきましても、やはり地域や保護者の皆さんに見ていただくことを通して、また、保護者の口から子どもを褒めてもらって、例えば運動会の頑張りでもそうだと思うのです。やはりその中で、また学校へ帰ってくるという、それが一つの教育効果を生んでいるものと認識してございます。したがって、そのような状況の中で、やはりじゅうぶん保護者の話に耳を傾けながら、それを受け止めることで、また、自分の学校の教育が豊かになっていくのだという基本的な姿勢をしっかりと持たなければならないと、そういうふう考えております。

横田委員

室長の話ですが、じゅうぶんわかるし、当たり前のことなのですが、現実にそれでは学校でこういう状態になっているのに、教育委員会として、それではそういう理想とは言いませんけれども、そういうような話をされても、一向に何も進んでいかない。だから、私は、父母の意見がどんどん学校の運営に反映されるような形にしていきたいと思うのです。

ちょっと脱線しますけれども、あゆみに一言も書いていないというのですが、これは前から聞いていて、私は

そんなことはもうないのかなと思ったのです。我々が子どものころは、当然通知表に必ず各学期ごとに書いていました。横田君は頭はいいけれども、おっちょこちょいだとか。いずれにしても、それを書いたものを自宅へ持って帰って、それで親に怒られたり、あるいは褒められたりしたわけですよね。それが現実に今、この学校ではないというのですけれども、通信欄を書いていない学校は、小樽にあるのですか。

(教育) 指導室寺澤主幹

通知表の通信欄の記入についてでございますが、校長が記入するよう重ねて指導しておりますが、本年度、現段階で、小学校 4 校において通信欄に記入していない状況でございます。

横田委員

4 校書いていないということですが、どういう理由でというか、何かありますよね。ただ書かないわけではないでしょうから。こうこうだから書かない、面倒くさいからということではないでしょうけれども、書かない理由は教育委員会で把握されていますか。

(教育) 指導室寺澤主幹

先ほど申しました記入していない 4 校のうち、そのうち 2 校については、3 学期に記入するという状況になっております。残り 2 校については、先生方から子どもの様子などについて、保護者に直接話すことが大切であると考えていて、また、書くことによって後に残り、誤解を招くことが懸念されるとの声があって、先生方から理解が得られないと、そうなっております。

横田委員

コメントしませんが、ちょっと社会の一般通念からはかけ離れた答えと思います。いつも皆さん方は子どもたちが一番大事なのだ、それから保護者とのコミュニケーション、これも非常に大事だということを言っておられていることがあるものですから、校長が指導しても書かない理由が、今のことではちょっと社会には通じないのかなという気がいたします。そういうことも含めて、一般質問で申し上げましたように、学校運営協議会を北海道として小樽が一番最初に手を挙げてみてはどうかということなのですが、答弁によると、平成 16 年 7 月より学校評議員制度をやっているの、この状況を見てからという答弁でございました。そうしたら、評議員は、今、全市で何人いて、これはすぐわかると思うのですが、どのような活動をされていて、何か教育行政に反映されたことはありますか。

(教育) 学校教育課長

だいたい 1 校 5 人を標準としておりますので、最高 5 人、少なくとも 3 人、そういう中でやってございますので、170 人ということになっております。評議員の活動ですけれども、評議員については、校長の求めに応じて学校運営に対して意見を言うことができるという形になっておりますので、そういう中で今年の 7 月からこの学校評議員制度を発足させております。そういう中で、もう 2 回ほどそういった校長の諮問をやっているというふうに聞いてございますので、それらが学校運営の方に対して生かされてきて、私たちが目的としております地域に開かれた、地域のための学校という形で、自立をさせているところでございますので、今の評議員はそういう活動をしているということでもあります。

横田委員

特に目立つ成果はありますか。

(教育) 学校教育課長

年度末に、その成果をまとめることを考えてございますし、中間の検査では、やはり地域の人方からそういったご意見をいただくことによって、例えば総合学習の中で、今もやっておりますけれども、地域の人のお話を聞くとか、そういう形で生かされていると校長先生の方から、中間の評価としていただいているところでございます。

教育長

ご質問にお答えいたします。各学校 4 名ないし 5 名、さらには 6 名の学校もございますが、全部の委員を集めてお話をすることもございますが、その学校で起きた問題ですとか、諮問の内容によって、例えば民生委員の方に個別に話をするなど弾力的に対応しているところでございます。それがやはり全部の前ではなかなか言えないのですが、児童虐待ですとか、いろいろな問題が起きてございますので、そういう面で個別のお話を聞くことができますし、先ほどたくさん委員がおっしゃいましたいろいろな学校、個別の父母からの学校に対する思いとかがございますので、そういうのは具体的にお話ししていただいております。そういう面で、校長としてもその意見を最大限先生方に反映したいという努力も実際ありますし、その中でさらにこれはどうなのかというのは、私たちの耳にも伝わってきているところでございます。ですから、学校評議員制度がない場合とあった場合の伝達の仕方というのは、相当違うのではないかなというふうに考えてございます。中身そのものにつきましては、校長の諮問によってということでございますので、一方的にうんぬんというよりも、校長先生の学校経営上、こういう点はという意見を聞きながら、その学校経営に反映していくというのが大きなねらいとなってございますけれども、そのあたり私は成果があるのではないかと、成果が出ているのではないかと考えております。

横田委員

一般的なことは、もちろん教育長が言うとおりですけれども、私は今聞いたのは、何か具体的に、例えば評議員からこういう提案があったり、こういう意見があったのを学校の評議員制度を使って、校長が取り入れ、それを学校運営に生かした、そんなすばらしい例があるとか、何かそういうのを期待していたのですが、評議員制度を入れるのであれば、もっとその辺を吸い上げたりなんなりすることが必要でないかと思えます。それでいて、何か答弁にあったように、評議員制度を見守りながら運営協議会に進めていきたいというような、そういうことになるのだと思えます。今の抽象的な話は確かにわかりますけれども、やっていることですから、成果はもちろんあるでしょう。ただ、どんなすごい成果があるのだというようなことも必要かと思えます。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党へ移します。

高橋委員

財政問題について

財政に関連して質問いたします。まず、財政再建推進プラン、ずっとここに書き込んでいただいております。たいへん厳しい難局だと思います。財政規模で平成 4 年度に戻そうということで、この比較が出ているのかなというふうに思っていますけれども、まずその予算での歳出と、ここに出ていますけれども、歳入については内容を比較した場合どのような傾向になるのかを伺います。

(財政) 財政課長

財政再建推進プランのことでありますが、平成 4 年度と平成 17 年度の 3 ページに載っていることだと思いますけれども、歳入、歳出、同じ規模が原則ですから、形としては歳入の本来の規模、633 億円は変わりありません。市税については、平成 17 年度、平成 4 年度、ほぼ同じ。違って 1 億 6,000 万円ほど減っております。そのほか一番大きなことでは、地方消費税交付金という考え方がありましたので、地方消費税交付金が 17 年度は 15 億円標準になっております。それから地方交付税、これは地方財政計画自体、どんどん伸びておりましたので、平成 4 年度当時、130 億円ベースが今 160 億円ベースですので、30 億円ほど増えています。それから、事業が非常に大きく変わっておりますので、それに伴う国庫支出金とか市債が減っている。あと大きいのは、最近の歳出にかかわるのですが、貸付金が大きく減っておりますので、その分の諸収入が減っている。その分、17 年度には諸収入として 3 億 9,000 万円がいびつな形で歳入予算に計上してございます。

高橋委員

それで、大きく分けて、自主財源と依存財源とがあるわけですが、この平成 4 年度と 17 年度を比較して、どのような変化があったのかということは説明をしていただけますか。

(財政) 財政課長

自主財源の大宗を占めているのは市税でございますが、自主財源は減少傾向であり、そのかわり、消費税などの依存財源が非常に増えてきています。これは一般財源ですね。特定財源としての市債などは、そのときの事業によって変わりますので、それは抜いて考えております。

高橋委員

平成 11 年度から逆転して、自主財源の方が少なくなって、依存財源が多くなってきている、そういう傾向にあるのかなというふうに思います。それで、10 年ぐらいのスパンで当市を見たいと思いますので、まず市税ですが、平成 8 年度以降の推移はどういう状況なのか、説明いただきたいとします。

(財政) 税務長

これは平成 8 年度からということで、まとめて話させていただきますけれども、平成 8 年度の予算ベースと、それから平成 17 年度の予算ということで比較いたしますと、全体では、平成 8 年度では約 168 億円、それから平成 17 年度においては約 152 億円ということで、約 16 億円の減ということで、10 パーセント程度落ち込んでいるという状況でございます。

税目別で申し上げますと、それぞれ税制改正等いろいろ行われておりますけれども、個人市民税につきましては、納税義務者がこれは人口の減少に伴いまして減少し、給与についても、減少傾向であります。

それから、法人市民税につきましては、景気の低迷が続く中、法人のとうた等により、法人数が減少傾向にあるということから、市民税全体では減少傾向にあります。

それから、固定資産税・都市計画税についてでございますけれども、これは土地につきましては、平成 13 年度までは増加傾向にあったということでございますけれども、地価の下落の影響ということで、14 年度以降減少傾向にある。家屋につきましても、新築件数がその平成 8 年度当時は約 1,000 件ぐらいあったわけですが、現在はだいたい 400 件程度で推移しておりまして、平成 14 年度をピークに減少傾向にあります。これにかかわって平成 9 年度、平成 12 年度、平成 15 年度に 3 度の評価がえをくり抜けておりますので、それに伴う減少ということもあるかと思っております。また、償却資産につきましては、平成 12 年度をピークに減少しているということで、新しい設備投資が減っているということでございます。そして、固定資産税と同じようにということになってございます。

次に、軽自動車税でございますけれども、軽自動車税につきましては、車の性能が平成 8 年度当時悪かったということではないですが、軽自動車の性能がどんどん向上してきて、また、車種もいろいろな車種が出ているということで、軽自動車への買換えというようなことも行われているようでありまして、増加傾向にあります。

それから、たばこ税につきましては、この間、3 度の税率改正が行われたことに伴い、収入が一時的には増えるわけですが、どうしてもたばこをやめる方が増えているということで、現在は減少傾向にございます。

また、特別土地保有税につきましては、平成 8 年度当時、約 2 億円程度ありましたけれども、平成 15 年度から課税停止ということで、ゼロということになってございます。

それから、最後に入湯税でございますけれども、施設数が増えていると、それから観光客が増加しているということで、一時的には増加傾向にあったわけですが、最近は横ばい傾向にあるというような状況でございます。

高橋委員

それでは、その市税の中で、今説明されましたけれども、市民税が非常に大きい割合を占めているということになるかと思っております。それで、具体的な数字を確認したいのですが、平成 8 年度と平成 17 年度の予算の比較ですが、市民税としての金額とそれからその内訳として個人の市民税、法人の市民税、それぞれの比較とそ

の金額の差額、これを教えていただければと思います。

(財政) 市民税課長

平成 8 年度と 17 年度のそれぞれの金額ということですが、まず個人市民税につきましては、平成 8 年度予算といたしましては約 59 億 8,000 万円、17 年度予算といたしましては 39 億 2,500 万円ですので、約 20 億円程度下がっております。また、法人市民税につきましては、やはり平成 8 年度で約 16 億円となっております、平成 17 年度では約 12 億円ですので、約 4 億円減少しているという傾向にあります。

高橋委員

市民税は、法人税よりも個人市民税の方が非常に大きい影響があるということですが、この約 10 年間で 20 億円減少しているということになるかと思うのです。この大きな要因というのは、それぞれの減収している要因というのはどういうことが挙げられますか。

(財政) 市民税課長

先ほども税務長の方から答えましたけれども、やはり人口の減少に伴いまして、納税義務者がかなり落ちているということが一つ挙げられますし、また、平成 8 年度当時はまだバブルの影響で、小樽市の場合、給与所得者が大半を占めておりますので、その給与所得者が伸びていたということがありまして、そのあたりではまだ個人市民税は増加傾向にありましたけれども、やはりまだ平成 10 年度には定率減税が実施されておりますので、その影響でこの数字的には一挙に落ちているということになります。

また、法人市民税につきましても、先ほども言いましたけれども、法人数が減っているということと、やはり景気の低迷により、法人税割が出てこないということによりまして、法人市民税の方にも影響があるということでございます。

高橋委員

20 億円ですから、非常に大きな税金だと思えます。それで、今話された人口の減少ということで、確認したいのですけれども、平成 8 年度と、平成 17 年度、平成 16 年度でもいいのですけれども、この比較、生産人口の比較、具体的な数字がわかりましたら、教えていただければと思います。

(財政) 市民税課長

平成 8 年度現在では、市民税の納税義務者というのが普通徴収と特別徴収を合わせまして、約 6 万 6,000 人おりました。それに比べまして、平成 17 年度予算では約 5 万 9,000 人ということになりますと、約 7,000 人減少しているということになっています。

高橋委員

また着実に減っているということですよ。生産人口は減っている、全体の人口も減っている。当然、だから個人の収入全体が減っている。それで、これは現状では横ばいになりようがないのかなと思っているのですけれども、それでこの財政再建推進プランの方に戻りますけれども、17 ページに収支見込みがあるわけです。市税の欄を見ますと、平成 17 年度以降、ずっと同じ数値になっておりますけれども、これはなぜなのでしょう。

(財政) 笠原主幹

先ほども答弁しておりますけれども、17 年度、18 年度につきましては、地方交付税総額で 4 億円カットするという形になっておりますけれども、市税につきましては 19 年度以降、ここの部分がまだ不透明な部分ということもありまして、本年この財政再建推進プランの歳入におきましては 17 年度と同じ数字で見込んでおります。

高橋委員

10 年スパンで試算したわけですが、20 億円ですから、単純に 10 で割ると年間 2 億円。そうすると、その比率でいくと、年々 2 億円ずつ下がっていかねばおかしいのではないのかなと私は思ったのです。ですから、横ばいではなくて、下降の数字でなければおかしいのかなと思うのですけれども、これはいかがでしょうか。

財政部長

この健全化計画をつくるときに、やはり改善の評価というものを一応を考えて、トータル的にはどうするかということで、基本的に組立てを考えてまいります。今いろいろな要素がございまして、主幹からも答弁いたしましたけれども、税等については、これまでのトレンドを見たら、そういうような傾向は確かにあることは事実でございますけれども、ただこういったものをつくるときに、期待値という格好で、例えば今後の日本国の経済成長率がどれくらいあるのか、例えば今であれば2パーセント弱とかということで、今後、国なんかでもそういう形で見ている可能性もあるのですけれども、そういう要素を組み入れた計画をつくる場合もあります。それは、過分にふだんは税収にはね返る要素もあるわけですから、そういったものも考えてもいいのですけれども、そこを考えれば、またあくまでも期待値ですから、それもカットしたものにはならないと。したがって、特に大きいのは、平成19年度に定率減税の廃止という方向が出ている。しかしながら、一方でまた、三位一体の改革でもって、この補助負担金の削減、それから地方交付税の見直し、それから税源移譲という大きい流れがあります。それが所得税を落として、その見合う分を地方に回すということで、地方税の例えば個人市民税を平準化するため税率をフラット化して10パーセントにするなどの方向性も出ておりますので、これらのいろいろな要素を考えたときに、果たして、ではどういうふうになるのかということが、今の段階では我々としては見積りを立てることができない。こういう現実を踏まえて、17年度の予算を組んでおり、現状での収支見込みにつきましても、この考え方により、シミュレーションをしたということです。

したがって、今後18年度、あるいはまた、今年度中にいろいろな動きが見えたり、18年度中にその税制改正の大綱等が見えれば、その都度、収支の見直しをしていかなければならないと考えており、これが5年間固まった計画ということではなく、非常にフレキシブルな計画ということをご理解いただきたいと思います。

高橋委員

部長の話はよくわかるのですけれども、その希望的観測にしても、横ばいというのはいかがかなというふうに私は思います。

次に、地方交付税についてですけれども、これも同様の数字になっているわけですが、これについても説明をいただきたいと思います。

(財政) 財政課長

基本的な考え方は、今、財政部長が言ったように、一般財源総額が17年度、18年度まで上がり、フラットになるだろう、その考えに基づいております。19年度以降もフラットになると見込んでおります。

ただ、先ほど高橋委員が言われたように、仮に市税が2億円減れば、今の制度のままであれば、地方交付税により75パーセントが措置され、1億5,000万円が増えることとなります。ただ、先ほど部長が言ったように、この場合は5,000万円のプラス・マイナスが生じることとなるなど固まった数値ではないので、フラットで見た方がいいのではないかと、そういう考え方です。

高橋委員

次に、歳出の方ですけれども、人件費の数字がずっと並んでおります。この増減の内容の説明と意味合いを教えてください。

(財政) 笠原主幹

この財政再建推進プランにおける人件費の内訳ということでございますけれども、この中で人件費、職員の給与、これにつきましては、現在、平成17年度につきましては5パーセントの削減、18年度につきましては7パーセントの削減、こういう形で見込んでおります。なお、平成19年度以降、これにつきましては、現状の部分でいきますと、平成19年度には現在行っている独自の削減部分というのはいったんは戻すという形になっておりますので、この収支上はその19年度の数値につきましては、前18年度7パーセント削減しておりますけれども、そこにつきましては

は15年度当初に復元していると、こういうことを前提に記載しております。ただ、職員数につきましては、17年度予算、これの予算時にこれを固定するというで見込んでおりますし、また、退職者数につきましては、予定される定年での退職者については、各年度の減少分を見込んでおります。

高橋委員

人件費も非常に比率が大きいですから、この考え方は非常に大事ななと思っています。これから独自の削減部分を戻すとのことですが、その後の取組として、また同じように3パーセント、5パーセント、7パーセントといくのか、様子を見て考えるのか、その辺については財政部としてはどのように考えられていますか。

(財政) 笠原主幹

今、18年度までは現行のままということに、7パーセントということによってやっておりますけれども、19年度以降につきましては、いったんは職員組合との関係で、その19年度には7パーセント削減は、ご存じのように本年度のベースにいったんは戻りますけれども、一方では、人事院勧告等で、今後考えられるのは北海道・東北地方については官民の給与格差が5パーセント程度あるということですから、公務員の給与自体が5パーセント程度下げられていくということも考えられると思いますので、そういう部分につきましては、この財政再建推進プランの中では、今後の対策の中で盛り込んでおりますけれども、これら5パーセント相当の人件費の削減は、職員給与については可能だろうというような形で、今後、改善の部分にということに重きを置いています。

高橋委員

次に、公債費の平成8年度から平成17年度までの傾向性を教えてください。

(財政) 財政課長

公債費につきましては、これは一時借入金の利息も含んでおりますが、平成8年度の公債費は予算ベースで57億9,000万円。それが17年度の今の予算では80億円ということになっておりまして、22億円増えております。これは平成4年度以降、国の経済対策もありまして、非常に多くの建設事業をやってきた、これらの借金の支払が今たまって、ちょうどピークになったことで増えております。

高橋委員

それで、この公債費のピークの年次とそれから今後どういうふうに下げていくのか。これからもし借金しなければ、どんどん減っていくわけですが、将来的に5年、10年のスパンで公債費を考えると、これはどのようになるのか。

(財政) 財政課長

今、示しました財政再建推進プランの17ページの中の公債費ですが、これを見てもらえるとわかると思うのですが、16、17年度が約80億円で、ここがピークと考えております。そして、18年度以降、18年度、19年度はそれほど多くはありませんが、2億円ほど落ちて、20年度、21年度になりますと、さらにそこから2億円、3億円と落ちている。22年度以降については、さらにその償還終了がありますので、もう少し早いペースで落ちていく、そのように考えております。

高橋委員

そうすると、公債費のバランスでいきますと、減った分だけまた借金ができるという考えでよろしいのですか。

(財政) 財政課長

今の同じ17ページを見ていただきたいのですが、普通建設事業の規模でございます。16年度、22億円のベース、17年度は11億円のベース、その後、10億円を切るようなベースで、この計画はつくっております。一時は、償還を上回る形で借りておりましたが、平成12年度以降、償還よりも多く借りておりません。これは臨時財政対策債も含めて、そういう形になっておりますので、いろいろやらなければならないこともありますが、私どもは、今しばらくこの公債費のベースが落ち着くまでは、あまり大きな投資をして、大きな借入れというのは難しいと考えており

ます。

高橋委員

そうすると、これからのシミュレーションで、いつになったら、ではそろそろ落ちるかなという予想を立てているのですか。

(財政) 財政課長

一般会計が借り入れるお金とその建設事業のバランスがあるのですが、今、北しりべし廃棄物処理広域連合で大きな事業をしております。これは、実際は別法人という形でやっていますが、これ自体ほとんど小樽市の方の建設事業に近いものがあります。また、仮にこれから病院建設などが決まって着工すれば、それも非常に大きな建設事業になって、企業会計の支出ではありますが、これも一般会計の負担もあります。これらも含めて考えるべきであって、一方で学校とか、保育所とか、必要不可欠な施設についても老朽化が進んでいますが、その辺のバランスを考える必要があると、そういうふうには私は今言えません。

高橋委員

あとは部長が判断するということになるのかなと思いますけれども、何か先行きが非常にあまり甘くないと、そういう感想です。

最後ですけれども、繰出金についてです。一般会計から全体に占める割合が非常に大きいと思います。これも平成 8 年度と 17 年度との比較で、どういう状況なのか、説明をしていただきたいと思います。

(財政) 財政課長

平成 8 年度当時の繰出金は、71 億円です。17 年度で 98 億円で 27 億円増えているわけですが、このうち一番大きいのは、介護保険の導入に伴う 17 年度の介護保険事業特別会計の繰出金 16 億 7,000 万円がございまして、これが一番大きな部分です。そのほかに増減がありますが、次には国民健康保険事業特別会計繰出金、当時 12 億円だったものが今 17 億円ということで、4 億 8,000 万円ほど増えている。このほかには、老人保健事業特別会計繰出金、これが 1 億 4,000 万円ほど増えている。ここがまず大きいです。それと、病院事業会計、当時は貸付をしながら、積立金に今 45 億円の貸付金だったのですが、当時の病院事業会計に繰出金は 11 億円でした。そして今は、今年の予算で 13 億円ですから、だいたいここで 2 億円増えている。それと下水道事業が普及してきておりまして、起債の償還もピークを迎えておりますが、ここで 1 億 6,000 万円ほど増えている。こんなところで増えてきております。ほかの会計はそれほど大きな差はございません。

高橋委員

それで、特別会計の中で、駐車場事業特別会計については半分以上繰出金により賄っている。この半分以上繰り出さなければならぬような事業を引き続き継続するのはどうなのかという考え方があるわけですが、その点について、財政の目から見てどのように感じていますか。

(財政) 財政課長

今、駐車場事業特別会計でやっている駐車場は、駅前ビル、稲穂駐車場、駅横駐車場とか、それぞれに必要性はあって始めたのだと思いますが、稲穂駐車場は建物の元利償還が終わった中で、今まだ運営費を駐車場収入で賄えていない。こういう駐車場の利用形態からして運営費を賄えないということは、それだけ回転率も悪い。このことから、駐車場を市でやる必要性を考えてみたいと思っております。

また、駅前ビルの駐車場につきましては、あそこはもともと短期間の無料駐車としてやっておりますが、駅前広場自体が今の形態のままがいいのか、それも含めて考える必要はあると思います。

また、駅横駐車場は、旧国鉄の土地を借りて、通勤者のために始めたものですが、定期駐車と時間駐車との割合、あと民地と、中央通にたくさんいろいろなビルの中に駐車場もできてきた。その辺も含めて、まだ土地の償還もありますけれども、今年、見直しをしなければならない、そういう問題だと思います。

高橋委員

抜本的な見直しが必要な時期かなというふうに私は思います。この企業会計への繰出しが今年で約37億円あるわけですが、基本的な見直しについてどのように考えていますか。

(財政) 財政課長

既に独立採算が本来である特別会計、企業会計が一般会計を圧迫しているわけですが、本来この繰出金は当然繰り出さなければならない措置というのはあるのですけれども、一般会計に交付税として入ってくる部分もありますが、それを除いた部分ではできるだけ少ないのがいいわけでございます。

水道事業は、今のところ独立採算を保っております。約 2 億円を繰り出しておりますが、それは減免分と朝里ダムをつくったときの一般会計が本来負担すべき部分でございます。

ただ、下水道事業につきましては、先行投資する事業でございますから、非常に元利償還が重荷になっているのは確かですが、ここまで下水道が普及した状況、これから新たな面整備をしていくときには、いま一度その下水道のあるべき姿を考える、先行投資していくときの繰出しと維持・管理時代に入った繰出しというのは、当然考え方も変えるべきだと思っております。

病院につきましては、このままの病院が続いたときに、この規模でもっともっとよくなることはなかなか考えづらいわけですから、効率的な病院ができて、繰出しが少しでも少なくなると、そういう方向がいいのかと思います。

高橋委員

今、下水道の話が出ましたけれども、中央下水終末処理場が大幅な改修をするということで、恐らく相当の金額、50億円とも言われていますけれども、そのことを考えると、どうしても下水道企業会計への繰出しがさらに膨らんでいくのではないかと、こういうふうに私は思っております。

病院についても、すぐゴーサインできても、新しい病院ができるわけでありませんので、例えば10年度から15年度と同じように、この13億円、14億円を繰り出していけるのかどうか、非常に大きな問題かというふうに思っています。ですから、この企業会計への繰出金の在り方をぜひ検討すべき時期ではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

財政部長

それらを含めて、今回の財政再建推進プランの中でも、特別会計、それから企業会計、この辺についてもやはりきちんと見直したいということで、この柱立てをしております。委員のおっしゃるとおり、このままであればということでは、大変なことになります。下水道については、いろいろな意味で、公債費の償還もそれなりに落ちてくる中で、今度施設の更新に入っていくような形になるので、いろいろ考え方を整理して、一般会計に多大な負担にならないような形でやるよう、常にチェックしているところでございます。ですから、この辺はもちろん、細心の注意を払って、これらの中でもってやってもらわなければならないと思いますけれども、いずれにしてもトータルでは特別会計、企業会計については、きちんとしたものについて、やはり見直しをしていきたいというふうには考えています。

佐藤委員

財政問題について

せっかくですから、財政再建推進プランに関しまして少し聞きたいと思っておりますけれども、今回の財政再建推進プランの中で、やっと焦点が上がってきたのが人件費。私はずっと昔から言ってきたのですが、人件費の削減しかないのだということによって上がってまいりまして、あと結論の問題になってきています。今、5パーセントを削減するという、職員は影響はかなりあると思うのです。端的に聞きますけれども、職員課長の場合5パーセントを削減すると、幾ら減額になるのか教えていただけますか。

(総務)職員課長

本俸、管理職手当、いろいろと合わせて年収850万円ぐらいでございます。5パーセント削減の影響額が40万4,000円、7パーセントになると55万3,000円ということになります。

佐藤委員

それで、今5パーセントで小樽市全体の人件費が幾ら削減になりますか。また、7パーセントだったら幾らですか。

財政部長

一般会計の部分で、だいたい1パーセント1億円というベースで見られると思います。

佐藤委員

そうしたら5億円ぐらい。来年になると、何億ぐらいということになるのでしょうか。職員の推移を教えてくださいたいと思います。いわゆる財政再建が叫ばれていました、平成8年度の職員数と16年度の職員数を教えてください。

(総務)職員課長

平成8年4月1日2,409名、平成16年4月1日2,061名で、348名減となっております。

佐藤委員

それで、348名が減になっているということですね。この影響額というのは出ていますか。出ていたら教えてください。

(総務)職員課長

影響額を単純に計算しますと、だいたい平均で700万円程度の年収がございますので、仮に50人退職すると、3億何千万円、それがその単年度で出てくるという形で行革の中での計算をしております。

佐藤委員

800万円と計算して、二十七、八億円の人件費が削減されているだろうと、そんな感じでいいのですか。

(財政)財政課長

平成8年度と平成17年度の人件費と比べますと、平成8年度は、一般会計で141億円、17年度は111億円で、約30億円減っております。そのうち、退職手当も減っておりますから、退職手当を抜きますと、平成8年度と平成17年度で比べると約16億円ぐらい、一般会計比率で職員費が減っていることになっております。

佐藤委員

それでも間に合わないというのはよくわかりました。これからの退職者の推移というのは、どのようになるのですか。

(総務)職員課長

平成16年度から18年度で125名、平成19年度以降、この辺から70名程度の退職者数が出てまいりまして、その3年間で219名、合わせて345名ぐらいが平成21年度までに退職をするということで予定しております。

佐藤委員

300名余が退職するというわけですね。財政再建推進プランのこのいわゆる人件費の抑制というのがありますがけれども、それはいわゆるさっき言った地方公務員の地域間格差5パーセント削減を見込んで、そのほかに退職者の不補充を見込んでいる。これは、どのぐらいの退職者不補充を見込んだ数値なのか、教えてくださいたい。

(財政)笠原主幹

ただいま退職者の不補充の関係ということでございますけれども、平成17年度以降21年度まで、一般会計ベースということでやっておりますので、この中では約180名の退職者が予定されております。このうち、74名がいわゆる業務員という職になりますので、この部分とそれ以外の事務職、技術職につきましては、5年計で約106名になり、

トータルで180人という形で考えております。

佐藤委員

180名を現職員から減らすということですか。

(財政) 笠原主幹

この5年間で180名という退職者がおりますけれども、この5年間の中ですべてこれを全く不補充というわけにはなかなかいかないと思いますので、この5年間の中で、ある一定数の採用は当然見込みますというか、そういうような考えをとりますけれども、財政再建推進プランでは原則的には退職者不補充でいきたいということをベースに考えておまして、ただこの5年の中で、年齢構成がかなり高くなってきていること、19年度以降、大量に退職者が出るということもありますので、その中で採用は考えていかなければならないのではないかとというふうに考えます。

佐藤委員

それで、私は代表質問の中で述べたのですけれども、職員数のプランというのはしっかりもってもらいたい。いわゆる人口の推移、それから退職者の今後の補充をどうしていくのか、いわゆる小回りのきいて、きちんと対応できる職員としては何名なのか。180名全部減らすのかと。そうしたら、何名になるのだということがわからないということではなくて、やはりプランを持ちながら職員数を減らしていかないと、仕事もできなくなるでしょう。あわせて、150名、今まで300名も減っても、そんなに支障はなかったわけでしょう。それだけの仕事しかしていないもの。180名減らしても支障ありませんというのなら別だけれども、そのこのところをどう考えるのかということを知りたい。

(総務) 職員課長

最初に、退職者の数ですけれども、私が申し上げたのは全会計で、健全化の方がたぶん一般会計ということで若干の乖離があったということをご理解をいただきたいと思います。

それから、職員数ですけれども、約2,000名がおりますけれども、その中にご承知のとおり、5月1日現在ですけれども、病院が620名ほど、それから水道局が122名ほど、これは企業職員ということで、そのほかに消防本部では265名ぐらいです。これを差し引きますと、1,072名がそれ以外の人間。他都市と違う分といえば、例えば保健所なども政令市ですので、若干そういう部分も含まれるでしょうけれども、おおむねこれが基準になる職員数でございます。その内訳で、事務職が約600名ほど、それからいわゆる技術職、専門職ですけれども、これが250名ほど、残りの200名が現業職でございます。この現業職については、原則不補充ということで現在考えておりますし、事務吏員については、580名が逆に言うところどこまで落とせるかという問題になるでしょうけれども、この間申し上げましたとおり、民間委託とか、それから市民との協働で20パーセントほどです。あるいは、他の自治体では半分にするところもございますけれども、400名程度になるのかと。そのあたりが削減の基準になるところで、決して100名とか200名が多いというふうには考えてございません。ただ、今の段階で将来的にどうできるかということを実体的に話しをできるものを持っていませんので、基本的には委託を進める中で職員数を削減していくというのが基本的な考え方でございます。

佐藤委員

財政的にはどうなのでしょう。

財政部長

先ほど主幹が180名ですと、17年度から21年度までの一般会計の退職予定者数の合計です。その中で、現業職は基本的にはもう採らない方針でいるのですけれども、この数から乗せられているのは、消防とか保育士との関係です。消防については、これは適正配置計画に類似した形での採用をもう見込まれております。それから、保育所についても、やはり採っていくものは採ると考えております。それ以外のところについての180名については、うち150名は削減すると。それで、これはシミュレーションですから、5年間で全く採らないといったときの行政的な著しい

支障も考えられます。ですから、この中で30名は採用したい。ですから、180名のうちの30名は採用して、150名は削減したい、こういう形で組立てをしております。

佐藤委員

そうなったときには、やはりここにグループ制という評価を考えなければいけないのでしょうか。私たちが職員にグループ制になったところへちょっと聞いてみたら、グループ制になって、忙しくなったと、大変だと。忙しくなって大変だということはいいことなのです、私たちからは。それだけ皆さん何人かが具体的にみんなの意見があって、効率化がなされているのではないかとということで、今回また経済部でグループ制にするという話が出ていましたけれども、今後どこで採用になるのですか。

(総務)田中主幹

グループ制についてでございますけれども、市長の方からも代表質問でも答弁させていただいておりますけれども、実は一部試行的な形でグループ制を導入してございます。それで、一般的に評価的なものを実はある時期にどういう状況だったかということヒアリングしてございます。その中で、一定程度効果等はある程度の部分でございますけれども、すべての職場にグループ制が適当かどうかという部分もございまして、やはりその辺いろいろ今減少等もしておりますけれども、業務内容も含めて、あとそのグループ制の単位ですとか、どうすれば一番効率的にできるか、そういうものを見極めながら、一定程度効果が期待できるような部分には、グループ制の導入を進める考えでおります。

佐藤委員

あとは各部の統合問題などが出てくると思います。そうしたら、今度は常任委員会ぐらいで統合していかねばいけないね。港湾部と経済部で統合してもらって、それから福祉部と市民部なんかはできないことではないと思うのですけれども、各部の統合についてどう考えていますか。

総務部長

各部の統合については、16年度のときにいろいろと統合しました。建築都市部と土木部を一つに編成してきたのですが、そのときに、やはり港湾部と経済部、それから福祉部と市民部、例えば総務部と財政部とか、いろいろと組合せを考えて、まずもう少しコンパクトにしようと、実際に検討をしました。そして、建築都市部と土木部を建設部ということで統合して、17年度は水道局を大幅に見直して下水道事業所をなくするというので、一つずつ進めていまして、今後についても、先ほど言いましたように退職者不補充ということで人数も減っていくということで、より効率的な業務をしていかなければならないという建前から、各部なり、各課の統廃合ということは続けて考えていきたいと、このように思っております。

佐藤委員

審議会条例について

この問題を終わらまして、ちょっと触れておきたいのですけれども、審議会条例。これは各部に載っているのですよね。この条例の総括はどこでしているのか。

(総務)総務課長

各部にまたがったということで、総務の方で中心になってやらせていただきますけれども、そもそも審議会自体が例えば国の個々の法律とか、要綱とか、そういう中でこういうものをつくってくださいとか、こういうものを提出できるというようなこと、そういう必要な中から審議においてつくったという状況がございますので、全体を統括というか、そういう形については、まだ今のところ総務部の方としても特に案は持ってありませんが、ただ審議会以外に、それぞれ同じような形態の委員会とかがたくさんございますので、それらを含めて、例えば法改正とか、委員の選任の問題とか、いろいろご質問あった中を考えていきたいというふうに思っております。

佐藤委員

私の質問の中では、審議会の見直しもしたいということだが、ただ私の気になるのはほとんど開かれていない審議会がたくさんあるということで、例えば小樽市労働審議会条例を所管する経済部を呼んで聞いてみたの。何十年来やっていませんと。昭和39年以来4回やって終わったという話なのです。しかし、条例は残っている。そのほかに、よくわからない住居表示整備審議会、これは昔はあったのでしょうかけれども、今まったく考えられないですね。こういう審議会というのは、終わってしまったものを置いておいていいのかどうかという問題もあると思うのです。こういうものはやはり定期的に見直して、整理する必要があると思うのですが。

総務部長

条例の作成という形でいけば、各部・各課でそれぞれつくるのですけれども、その総括的なものは総務部行政係でしています。従前から、条例の見直しを各部にお願いをして、必要なくなったものを大幅に訂正しなければならぬものは積極的にやっていただきたい。審議会の関連についても、支障のないものはどんどん整理していただきたいと、こういう申入れはしたことがあります。したがって、今言ったことも当然出てくると思いますので、審議会の条例については、総務部の方から改めてもう一度必要性があるのかどうかを定めて、整理するものは整理していただきたいということを伝えていきます。

佐藤委員

条例だからといってそのままにせず、必要があれば、整理していただきたいと思います。

パブリックスケートパークについて

次に、パブリックスケートパークの件で伺いますけれども、先日の答弁の中ではあまりよくわからなかったので、現況を教えていただきたいと思います。

(総務)企画政策室迫主幹

パブリックスケートパークの取組の現状ということで、今質問がございましたけれども、現在、企画政策室を中心としまして、このスケートパークの取組というのを進めてございます。その取組の内容でございますけれども、一つの面からではなくて、やはり幾つかの面からの検討が必要ではないかということで、一部市長の答弁とも重複いたしますけれども、公共が設置する方がいいのか、民間が設置する方がいいのか、あるいは室内がいいのか、屋外がいいのか、そういった部分でのそれぞれのメリットとかデメリットというものを、ひとつまず検討をさせていただいております。また、その施設をつくった場合の施設の管理・運営の方法というものは、特に本州方面では進んだ事例もあるということで、私どもとしてはその進んだ事例の研究、特に施設の運営管理の問題ですけれども、そこについては今進めさせていただいているところでございます。

佐藤委員

民間でやることを想定して、ウイングベイを借りてやりたいという構想があるようですけれども、ウイングベイの構想はどうなりますか。

(総務)企画政策室迫主幹

なぜウイングベイにまずひとつ白羽の矢を立てたかということをお申しますと、特に本州方面では、このスケートパークというものが公園とか、広場とか、あるいは臨海公園といった屋外で設置をされているような事例が多いですけれども、これはやはり雪がないというメリットがあるものですから、小樽の場合、特にこれだけ雪が多いと、屋外につくってしまいますと、例えば半年間使えないということもございまして、それでは室内ではどうかということで、室内でやるということを前提にして、ウイングベイ小樽を管理している小樽ベイシティとは現在、協議をさせていただいているところでございます。

佐藤委員

その場合、私が心配するのは、ウイングベイを借りると、やはり使用料とか入場料がかかり、100円とか200円な

ら大丈夫かもしれないけれども、屋内だと1,000円取られると、これは本当にできるのかと。練習したい方々はちょっと高かったら、遊びに行くだけならいいですけども、そういうことを考えるのですけれども、そこら辺の設定はどう考えていますか。

(総務) 企画政策室迫主幹

今、ご質問のあった部分でございますけれども、その施設を設置した場合に、利用者の負担の軽減を図ることがやはり安定的な利用につながるということで、OBCサイドとはそこら辺の部分について、じゅうぶん協議をしていかなければならないのではないかとというふうに考えてございます。これは例えばですけども、スケートパークの設置だけでは逆に難しいのであれば、有効的な組合せ、例えば音楽とか、ファッションとか飲食、そういったようなものを組み合わせて、若者に対する情報発信的な機能を持たせるということで、逆にその施設自体の負担を下げていくことができないか、そのような部分も検討させていただきたいというふうに考えてございます。

佐藤委員

その部分はその部分で検討していただきたいと思うのです。私はパブリックとつけたのです。いわゆる公共的なものをひとつつくっていただきたいという要望なのです。それで、すぐできそうだといいところとして、具体的に言えば交通記念館、あそこももったいないスペースがあります。客も入らないようなでかいスペース。100メートル四方ぐらい簡単にあげてくれると思うのです。ただ、あそこはまだいろいろな制約もある場所ですが、まず、あそこを今度、夏の間だけでも無料で開放して、その後いわゆる有料のところを民間でつくるか考えていっていただければと思うのですけれども、この要望はいかがですか。

(総務) 企画政策室迫主幹

先ほど来、室内につくるということをお話させていただいてきていますけれども、決して公共で設置するということをお否定しているということではございません。ですから、今ご提案のあったような例えば交通記念館の敷地ということになりますと、ある程度の面積も確保できる、あるいは付近に住宅がないということで、騒音の問題も解決できるという部分もございまして、これは現在も庁内でいろいろ議論させていただいておりますけれども、引き続き私も、あと建設部、あとは交通記念館となりますと教育部、そういった関係もあると思っておりますけれども、じゅうぶん議論させていただきたいというふうに思っております。

佐藤委員

教育委員会、どうなのですかね。

(教育) 高橋主幹

交通記念館の関係でございますけれども、駐車場は無料で今開放してありますけれども、年間あそこに来るお客さんのとめるものでじゅうぶん間に合っておりまして、冬期間は閉鎖してございますけれども、駐車場としてはやはり必要なものと思っております。

総務部長

要するに、スケートパークの関連で、先ほどから議論がありましたけれども、市長からもお答えしているように、また、主幹から答弁しているように、これは今具体的に、では公共でどうしようかという具体的な話はまだありません。ですから、先ほど佐藤委員からのご提案の交通記念館についても、教育委員会はどのようにという話はまだ一つも出ておりませんので、今後のそういう提案を受けて、庁内で議論していただきたいということのその点、ご理解いただきたいと思います。

佐藤委員

お金のかからないことは、市長も喜ぶと思う。私は去年の9月かな、10月から言っているのだ。全く進まないで、継続的にこういうのは話し合いを進めて、雪が解けたらすぐできるような体制で持っていただきたい、これは要望です。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 20 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

佐々木（勝）委員

聞きたいことがいろいろありますけれども、目を通した中で、二、三の関係を伺います。

財政再建団体について

一つは、従来からある赤字予算、累積的な赤字予算ということで、再建団体になっていくという状況にあるわけです。しかし、16年度の決算見込みで、少しその辺が免れているように感じるというくだりがあるのですけれども、私の解釈もなかなかつかみきれないという部分があって、15年度決算から見るとそう思います。

そして、累積赤字が小樽の場合は約63億円、こういうふうになるということで、自治体としてその累積赤字の押さえ方なのですけれども、私はこの間からそのところについて、正確に何を目標にしてその累積赤字のところの予算は累積が出てくるのかということで考えております。その折に、今日財政再建推進プランの中で15ページのところに、財政再建団体の意味があります。その記述にかかわって、先ほども話が出ましたけれども、方法については二つのとる方法があると、こういうふうな記述があります。それで、聞くところによると、小樽も財政再建団体という一つの枠の中に入っていた経過があるというふうに聞き及んでいたのですけれども、まず初めに、この財政再建団体がここに記述されていますけれども、小樽の場合は、こういう財政再建団体になったということの事実があるのかどうか。そういう中で、この方法の中にありますけれども、どういう背景で指定になったのでしょうか。

（財政）財政課長

小樽が財政再建団体になったことがあるかということですが、せっかくのご質問ですので、正確に言いますと、財政再建団体というのは昭和29年度、地方財政が非常にひっ迫しまして、そのために地方財政再建促進特別措置法というのができましたが、29年度に再建団体になったものを再建団体、その後の団体については、その法律を準用するというので、準用再建団体というのが正しい言葉ですが、再建団体も準用再建団体も年度の違いですので、一般的には再建団体といっています。それで小樽市の場合ですが、昭和31年から昭和34年までの間、財政再建団体になっております。

佐々木（勝）委員

その部分は事実がそうなっていると思うのですが、それに対する計画等は別の機会にしたいと思います。そういう押さえの中で、教訓にしながら今日に至っているというふうにするのですけれども、そこでもう一つ、私もいろいろ数値的に予算ですから、数字を合わせてみたり、ひっくり返したりするのですけれども、このくだりのところに、一番下部のところに、小樽市が財政再建団体となる場合の実質的な赤字の額と、こういうふうに書いているのです。その具体的な中身については、平成16年度標準財政規模、そして313億4,000万円の20パーセント。それが62億7,000万円、約63億円、こういうくだりがあるのです。この私が知りたいのは、この平成16年度標準財政規模、こういうふうな部分については、前のときの数字の中には出てきたのかというふうに思いますけれども、今回のいわゆる財政再建計画の中には、この表現のくだりがないものですから、そしてこの標準財政規模、この内容

ついてわかるように説明してください。

(財政) 財政課長

標準財政規模ということについて、勘違いしがちなのは、財政規模という言葉から、今まで予算規模などもどちらかという歳出ということを連想されるといいますが、この標準財政規模というのは、その団体の一般財源収入の規模、ですから収入の規模ということで押さえていただきたいと思います。この団体の一般財源収入の規模を、この言葉上は何をもってそうするかといいますと、非常に簡単に言いますと、税収の75パーセント、まずこれの一つ押さえてほしいのと、あと地方譲与税とか交付金、こういうものの金額、それに普通交付税とか、これを足したものの、これは標準財政規模だということで、普通交付税の額は除いて、それが交付税を算定するときの小樽市の収入だと。ただ、税の中身が目的税になっています都市計画税と入湯税、これは省いて考えると、そういうことでございます。

佐々木 (勝) 委員

そうすると、俗に言う基準財政収入額、それから基準財政需要額とありますね。実際に小樽の場合は、先ほど、普通交付税の場合はそういう関係から眺めてみると、現在の状態で言うと、ここが依存財源と今言葉では言っていますけれども、財政上の中から言えば、基準財政収入額と送られてくる普通交付税額と、この割合というのはどのくらいになるのですか。

(財政) 財政課長

これ、15年度決算で言った方がわかりやすいのかと思いますが、基準財政収入額、これは先ほども言ったように、税の75パーセントと譲与税、交付金などを足したのですが、この金額は小樽市の15年度になると125億円。それに対して、普通交付税は149億円ということになっています。普通交付税というのは、基準財政需要額、小樽市は幾らかかる団体ですと交付税がカウントして、そのうち基準財政収入額が幾らあって、普通交付税が幾らある、この割合のことを財政力指数というのですが、その財政力指数は0.46倍ということで、半分以上は交付税に頼っていると、そういう関係が一つあります。

佐々木 (勝) 委員

はい、わかりました。要するに、一般財源の方の関係の収入と書いていますね。そういう意味を示しているということで、今、普通交付税の方が増えるというか、完全に普通交付税に依存していると、こういう動きですね。だから、ここがこれからのいわゆる数字の動きによって、ある程度変わってくるというふうに思います。先ほどから話が出ているように、その入ってくるうちの交付税の関係の方は、だいたい見通しとして、そのとおりになる。こういうような数字が出ておりますけれども、中身についてはまた、委員会の中でやります。

18ページをごらんいただきたいと思います。18ページは財政再建を図るための取組ということで、この数字とラインが並んでいますけれども、この18ページを見るにおいては、ラインはどのようになっていくのか。上っていくという状況になるのか、その辺の見通しと申しますが、ここが非常に重要になってくるのかというふうに思うのです。詳細については、別な機会に聞きますけれども、こういう小樽の財政の事情から見ていると、こここのところの見通しというのがずいぶん難しいのかというふうに思うので、教えていただきたい。

(財政) 財政課長

今の18ページの62.7億円の財政再建団体への転落ラインなのですが、これは数年前は65億円とか66億円とかでした。これが、先ほど言ったように税収も落ちています。一番大きいのは、普通交付税の額が落ちている。その意味で、標準財政規模は小さくなってきた。それで、今は62億円、63億円のレベルまで上がってきたといったようになっています。今後、17年度、18年度は地方の一般財源を総額として守るということですから、今のところこのラインは16年度、17年度、18年度は変わらないのかなと思いますが、19年度以降、これはどう動くか、普通交付税はたぶん減るのだろう。そのかわり税源移譲で税が増えるのか、又は譲与税とか交付金がどっちへ向くのか、その辺を

見定めなければならない。どちらかという、だんだんハードルは低くなってきているような感じがします。

佐々木（勝）委員

私のわからない部分で、資料、根拠の部分をいろいろと尋ねたのですが、今の話でわかりました。一般財源がそういう事情になっているのがしっかりとわかりました。

学校教育予算について

それでは、次に移します。学校教育予算について、ちょっと私一つずつ言いますから、数字を合わせたいというように思ったのですが、時間がなかったのですけれども、こういう聞き方で答えが出るでしょうか。出なかったら私に返していただくということでいいです。

予算特別委員会の中で、必ず前年度の当初予算と比べて予算が計上されて、増減の比較がなされており、決算委員会のときにも話をしたわけですが、新年度予算には決算の部分がやはり対比する形で出てくるのがいいだろうというふうに思っているところなのです。そういうことで、ちなみに学校教育予算に絞って考えてみると、学校教育予算の大きな部分を占めます学校管理費、それから教育振興費、このところが現場にいますと、市の財政事情が悪くて、どんどん落ちていくというような押さえ方をしているわけです。だから、そういう面で考えると、今、二つの項目で、数字の細かい部分はまた別にしますけれども、この二つの学校管理費とそれから教育振興費、これを15年度決算と比較して、数字は読みきれますか。

（教育）総務管理課長

学校教育予算の関係で、学校管理費と教育振興費、小学校費、中学校費合わせたものの15年度決算額は、3億1,300万円ほどでございます。今年度の17年度の予算は、同じく学校管理費と教育振興費の小学校費、中学校費を足したものは、3億3,000万円ほどでございますので、1,690万円ほど新年度予算増になってございます。

佐々木（勝）委員

そういうことで、細かいことはまた別な機会に。こういう決算と予算との関係においては、今さっき出ましたけれども、予算対比の場合は、この17年度ですから、16年度決算は今これから出るわけですが、昨年決算特別委員会をやった折には、それが17年度にはどのように反映されるかということをとらえるためにも、15年度決算と対比する形で書くべきではないかなというふうに思います。

そういうことで、今、簡単に言うと、学校教育予算のうちの学校管理費と教育振興費は、15年度幾らで増額しているという部分がわかりました。そういう面では、学校教育については、一定程度の予算計上をしているというふうには思います。今、額的な予算ではなくて、いずれそういう環境整備に目いっぱい力を入れていくということが、一つの今回の取組の大きな目標ですから、そういう面ではそれを検証していきたいというふうに思いますけれども、今日はそういう予算計上の仕方を理解していきたいと思います。

耐震化優先度調査について

次に、この点を教えていただきたいと思います。前回16年度の部分を含めて、ここにあります校舎等の耐震診断事業というものがあります。これも16年度のときにもトライしましたが、第4回定例会の質疑の中では、今、冬休みに向かってこの事業を立ち上げていって、そして全体把握に努めると、こういうことなので、16年度の事業の内容や学校でどういうことをしていたのか、その実態を説明してください。

（教育）総務管理課長

小学校、中学校の耐震化優先度調査についてでございますが、冬休み中に既存校舎のコンクリート圧縮強度試験、強度をはかるため、いわゆるコンクリートのコア約185個を抜いて共同試験をやってございます。その後、2月から今月にかけて、建築士による既存校舎の現地調査、いわゆる目視調査をやってございました。先々日、その目視調査を今年度分は終わってございます。

佐々木（勝）委員

冬休み中にかけてという、それは何校に対して今のような調査をしたのか。

（教育）総務管理課長

今年度が小学校 9 校、中学校 4 校、合わせて 13 校を調査してございます。

佐々木（勝）委員

さっき建築士による目視という部分、実際に作業をやっているのは建築士という、どなたがやっていますか。

（教育）総務管理課長

建設部の建築技術を持った者と、私どもの係が随行してやっております。

佐々木（勝）委員

ここにいろいろ上げている内容からすると、こういうのは耐震診断事業ということで確かめたわけけれども、あくまでもこれは結果に基づいて優先度を決めていくという調査というふうには押さえているのですけれども、そういう押さえでいいのですか。

（教育）総務管理課長

本年度と来年度の 2 か年に分けて優先度調査を行うわけでございますけれども、その 2 か年のうちで、これからどんな技術的方法、例えば建て替えなければならないのか、改修補強をしなければならないのか、そういうようなものの目安にするための優先度調査でございまして、これの目安をもって検討委員会を立ち上げて、優先順位を決めていくというか、検討していくという形になるかと思っております。

佐々木（勝）委員

それで今回、17 年度には約 630 万円で、小学校が 350 万円、中学校が 280 万円ぐらい、こう計上していますね。それで、さっきの小学校 9 校、それから中学校 4 校、この残りということなのですか。

（教育）総務管理課長

この優先度耐震調査は、昭和 56 年以前の建物を調査することになってございまして、17 年度は小学校 11 校、中学校 6 校の 17 校でやって、すべてが終わるといふふうになってございます。

佐々木（勝）委員

そうすると、まだそのいわゆる診断の途中ということで考えていきますと、実際にそのデータが出るというか、これはいつになるのですか。

（教育）総務管理課長

一応 17 年度は、夏休みにコアを抜いて、その後目視調査をする予定にしております。したがって、17 年度の調査は 17 年度後半、年度内に出来上がるのかなど。あわせて今年度の部分も一応ある程度のもまとめていますけれども、最終的には来年度後半になろうかというふうには思っております。

佐々木（勝）委員

16 年度の終わった分についての、ではそれらのデータは開示してほしいというふうに思いますけれども。

（教育）総務管理課長

どういうデータになるか、私は中身はわからないのですけれども、今聞いたところによりますと、評点をつける。コンクリートの強度とか、目視の調査と、いろいろとこういうような評点をつけるというふうには聞いてございますので、そのものは建設部との関係もありますけれども、公表できるものは公表していきたいというふうに考えております。

佐々木（勝）委員

国のこの耐震診断調査も含めて、予算を盛り込むというふうには動きがありますけれども、積極的にこの耐震診断調査というものをこれは早めていただきたいというふうに思います。

総合的な学習の時間について

では、次に移ります。それから次の部分は、関連するのですけれども、予算の中に、言い出し方がちょっと適切かどうか分からないけれども、先進的に取り組んでいる総合的な学習、こういう部分についてのくだりの扱い、それから今、中教審も含めて、大きな総合学習の内容等についても、ゆとり教育との関係で、このところが問題ということで削減の方向へいっているとか、こういう動きがあるのですけれども、今、小樽市の中でとらえている総合的な学習の実態といいますか、中身を知らせていただきたい。

(教育) 指導室長

総合的な学習の時間における小樽市内の学校での取組の状況ということでございますが、これは平成14年度から新たに始まりました学習の内容でございます。特に特徴といいますのは、教科書がないということになってございます。ただその中で、それぞれの地域の特色を踏まえた課題とか、子どもたちの興味・関心に応じた課題、そのほかには例えば情報にかかわることとか、福祉や健康、環境とか、さまざまなものが取り上げられてございます。そういうくくりで言いますと、各学校かなり重複はしてございますが、小学校の場合、例えば地域の特色を押さえた活動というのが一番多く行われてございますし、それ以外にも例えば環境にかかわって川の状況をとらえながら環境の様子を調べるとか、そのような学習が行われている状況でございます。

佐々木(勝)委員

学校の5日制が完全になった状態で、委員会の予算の中に学校5日制対策委員というか、こういうたぐいの協力がありますけれども、今、この総合学習、そういう学習を進めていくときには、それなりの授業形態になっている学校で呼応しているというふうに思うのですけれども、それにかかわる事業経費といいますか、そういうものはどこでカウントしていくのでしょうか。又は、各学校に任せたり、お金のない中でこのいわゆる条件整備も含めて、工夫しなさいといったことがあるのか、その裏づけになる部分というのが、わかれば聞かせてください。

(教育) 学校教育課長

今のお尋ねの総合的な学習の時間における予算的な裏づけということですが、私ども教育委員会の中では、校外学習費という形で予算づけをしてございます。これについては、例えば総合的な学習で講師を呼んだり、そういう場合の講師の謝礼とか、それから博物館とか、先ほど言ったいろいろな場所に行って、いろいろな研究をするという中の交通費とか、そういったものについて、各学校に配当をしてございますので、その中で学校の方で工夫といいますか、割り振りをして、それを使用してそういった総合的な学習の時間の予算に充てているという実態でございます。

佐々木(勝)委員

そうすると、今年度の校外学習補助事業費、総額で1,190万円、小学校が600万円、中学校が590万円、予算書で計上されていますけれども、これの事業内容は、今、総合的な学習ということの部分も含まれてきているこの内容では、少ないというふうに思いますがどうですか。

(教育) 学校教育課長

校外学習費では、今おっしゃったような金額、小学校でだいたい600万円強、それから中学校で590万円ぐらいの予算が計上され、それぞれ学校に割当てをしています。その中で、先ほど言いましたように、総合的な学習の時間で例えば博物館に行く際にバス代を出すとか、それから例えば学校によっては演劇の鑑賞をするという場合に、これは総合的な学習ではございませんけれども、例えばその中で鑑賞費を1人当たりの金額をその校外学習費の中から出していただくとか、それからスキーの学習に行くとか、そういった際のバス代とか、そういったもろもろのそういう経費に使っているということでございます。

佐々木(勝)委員

ということを含めれば、この校外学習補助事業、これについては予算は上がっていったのか、逆に下がって

いっているのか、その辺わかりますか。

(教育) 学校教育課長

予算につきましては、16年度の予算に比べると、ちょっと下がりぎみという形になってございますけれども、ただ学校の中で、今回そういった配当予算、校外学習はちょっと別ですけれども、そういったものについて一本化をして、少しでも使いやすい形にしていますので、そういった形の中では学校の方に配当しているということであり

ます。

佐々木(勝)委員

新しい教育長になってから、ここの活動といいますか、事業費については、早急にさせるということの部分があったのですよね。ここの校外学習的な部分といいますか、かなり発展的な学習をするためには、条件付きの支援をしていかなければならないのではないかなというふうに思うわけですが、これはどういうふうに解釈しますか。

教育長

課長の方から話しましたように、今までは幾つかに分けて各学校に配布してございますが、総合的な学習もそれぞれの学校によって、体験中心ではございますが、俗に言う費用がかかるようなメニューも増えたと。また、別の計画の学校とか、さまざまありまして、私たち子どもの数で一律に総合的な学習にできるだけ使ってくださいと言いますと、使う側の方で、いいえ、違うふうに使いたいとか、いろいろな思いがございますから、その枠をできるだけ学校の裁量にという考え方で、金額の変化はそれほどないのですが、そういう思い思いが学校にはあります。ですから、学校が教育的な計画に基づいて学校をがんじがらめにしないで、そういうような予算を今後もやっていきます。

佐々木(勝)委員

学校の安全対策について

関連してその次に、一般質問でもしたのですけれども、学校の安全対策に関して聞きたいと思います。ここの学校安全対策については、不審者に対して全国的にいろいろな取組がされていますけれども、結果的には市の予算でこれらの対策を講じていくと、こういう状況なのでしょう。それとも、メニューがあって、この取組をすれば一定の補助が出ると、学校対策のその関係はそういうようなしくみになっているのでしょうか。

(教育) 総務管理課長

私の知っている限りという言い方はおかしいのですが、例えば池田小学校事件があった後、小樽市がモニター付きインターホンなどをつけましたけれども、これについては補助がなかったというふうに記憶しております。

佐々木(勝)委員

そういうことで、数字になって表れていない部分というのは、対策費をどれだけ出すというのはないのだけれども、今、これは一般質問も含めていろいろな質問の中に、小樽が取り組んでいることが報告されましたけれども、実態として予算的にどれだけのものにどれだけの対策費をかけてきたのか、これを聞かせてください。

(教育) 総務管理課長

先ほど申しましたけれども、池田小学校事件の後に、全学校42校にモニター付きインターホンを設置いたしました。これは1校だいたい30万円から35万円ぐらいの経費がかかってございます。あわせて、職員室、事務室がともに2階にある学校や、生徒玄関から職員室や事務室が遠い学校5校については、オートロック、かぎを職員室からかけられる、あけられるようなそんなシステムにしております。これはだいたい1校40万円ぐらいの経費がかかっているかと思えます。

佐々木(勝)委員

だから、そういうことで考えていけば、予算執行でいう対策費は、これまでに総額でどのぐらいかかっているのですか。数字は押さえていないか。

(教育)総務管理課長

はい、済みません。

佐々木(勝)委員

この部分については、また、整理した中で伺いますけれども、それでそういう状態の中で、またさらに変化させていくという答弁もありましたけれども、それで聞きたいのですけれども、このいろいろな事件があった後、小樽の子どもたちや保護者や学校からの声といいますか、アンケートをとって見たとか、こういうようなことというのはありますか。

(教育)総務管理課長

今回の恐らく寝屋川事件の後のことだと思います。

(「だけでなくてね」と呼ぶ者あり)

だけではなくて、ずっと池田小とか奈良のずっとその関係ですか。特に、アンケートとか、そういうものはとったことはございません。

佐々木(勝)委員

それで、いろいろあるたびに、指導通達はいろいろ出しているけれども、それに対して指導が主にやってあるのだと思いますけれども、ここにあるのは、道新でこれを調べましたよね。学校の安全度、9割不安だと、親の半数が警察と連携をと。2日付けでとったのがあるのです。ここの中に、家庭での危機対策としては、子どもたちの指導が59.7パーセントで、最大だと。不安を感じているのが多いのですから、それに対して学校に対しての部分もあるけれども、家庭が行っている危機管理、それから防犯ブザーが22パーセント、携帯電話が13パーセント、何もしていないが20パーセント、こういう数字があるのです。こういうことがあるのですけれども、そこで実態として、小樽の場合にはケースはいろいろあると思うのですけれども、いろいろな事件が起きているというふうに思って過剰反応している部分もあるかもしれないけれども、実態としては現場から、周辺の事件といいますか、情報といいますか、これは相当上がっているのですか。

(教育)学校教育課長

ごく最近の例といいますか、昨年16年度を見ますと、声かけ事犯と私たちは言っていますけれども、送っていくよとか、そういう声をかける人とか、いろいろな方がいるようです。その中では、4月から今年の2月ぐらいまでだいたい14件ぐらい、そういう教育委員会の方には報告があります。

佐々木(勝)委員

そういうような状態である中で、今回予算計上して、防犯ブザーが全校生徒、小中学校全部で480万円と、こう言いましたよね。対策事業の問題で全校生徒に480万円をかけて、その費用対効果なのだけれども、声かけ事犯に対して実際に防犯ブザーを使っている状況から考えた場合、この防犯ブザーが本当に効果的なのか、このところはどいうふうに解釈しますか。

(教育)学校教育課長

確かに、小学校で320万円、中学校で160万円という予算をつけていただきまして、防犯ブザーを購入したわけですが、費用対効果といいますと、普通費用をかければその効果で増収とか、そういったものがあれば一番わかりやすいのしょうけれども、この場合はお金をかけて、要するに生徒、それから保護者、そういった方々に与える精神的な効果といえましょうか、先ほどの道新でも24パーセントと言われてはいますが、そういう持っているということ自体で、やはり子どもが安心して安全に登校できるという部分があると思います。ですから、私どもとしては費用対効果と申しますか、そういった部分については、そういう精神的な部分とか、これによって1件でもそういう事故が未然に防止できれば、最大の効果が得られるのではないかというふうに思っております。

佐々木（勝）委員

話を聞きますと、以前にも配られたことがあったが、そのときは持っていたけれども、その後、身につけていないと、そういう状況もあるということなどで、活用されているかどうかということも含めて、やはり実態調査をする必要があるのではないかというふうに思っているのです。費用をかけたからには、やはりその効果的な活用の仕方を図る必要がある。現状の財源でいろいろお金をかけて貸与する、貸与ですからなくしたらどうするのかということも気がかりな部分ということで、これが小樽のとる最大のベストな方法なのかというあたりもね。

都市間交流事業について

都市間交流の事業に関係して、先ほど井川委員の方からも話を述べて、内容はわかりました。100万円かけました。100万円の予算ですから、その内訳というのはつくる必要がありますか。

（総務）企画政策室東田主幹

この事業は、先ほど申し上げましたけれども、青年会議所との共催事業ということで、現在、青年会議所の方からの拠出、それからこれは確定していませんけれども、地域政策費補助金、道の補助金の導入、それからもう一つは参加される子ども、それから随行される青年会議所の参加負担金等々で構成しますので、この100万円についてはそのほとんどが旅費ということで考えております。

佐々木（勝）委員

それで、今回立ち上げた部分で、都市間交流事業はこれで終わりということなのでしょうか。この後の展開というか、これについての見通しはいかがでしょうか。

（総務）企画政策室東田主幹

ただいまのご質問でございますけれども、一応今年初めて実施してみて、青年会議所との共催事業というのはこれまで数少ない、若しくはなかったというふうに記憶していますが、これはできれば青年会議所との話ですが、数年続けていった中で、さまざまな収穫を得たいということで、ただし今回につきましては、小樽市内の小学生をターゲットにして、対象にして、教育という分野と平和という分野で行くわけですが、そのジャンルにつきましては、毎年変化をつけて、その時期に合ったような施策という形でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

佐々木（勝）委員

要するに、我々議員も視察をして、言葉は悪いですが、やはり進んで先進地を回ってくると、勉強してみると、こういうことでやっておりますが、この都市間交流は今後も出していただきたいというふうに思います。

10トン水槽車について

最後に、消防に行きます。経過だけでけっこうですから。現在、設備の増強といいますが、地域対策事業として4,200万円かけて、10トン車の大型水槽車を入れる、こういうことが計上されていますけれども、これに至った経過、取組について。

（消防）警防課長

10トン車の更新経過ということでございますけれども、消防本部では現在、ポンプ車、タンク車、化学車合わせまして、放水のできる車20台を保有しております。その中で、普通のタンク車と呼ばれるものが2トンの水を積載しているわけですが、それを6台保有しております。そのほかに、今言われました10トンの水を積んでいる大型のタンク車が1台ございます。この10トン車の経過ですけれども、昭和55年に導入されまして、今年で約25年という年数経過をしているわけでありまして、一緒に老朽化も進んでいるということでもあります。すると、このタンク車が市街地の火災はもとより、郊外の家屋の点在している場所での火災、また、林野火災におきまして、積載水をみずから放水したり、又は動く貯水槽として活動できる車両ということでございます。なお、この更新は従来の装備をするともに、積載資材を多く積めるような構造にするともに、さらに災害時に飲料水の給水も可能

にできるような装備をつけたいというようなことで考えております。

佐々木（勝）委員

そういう点で、4,200万円ですからね、1台で4,200万円です。相当の費用対効果がなければ、これ要らないなという感じがするのですけれども、その辺の心配はありませんか。

消防長

消防活動につきましては、効果的な消防活動とは、被害を最小限度に食い止めると、こういうことにあるわけでございます。人と車と水、これは消防の3要素といまして、これを活用して活動するわけでございます。その中で、今、警防課長が申しあげましたように、車両が古い、老朽化していると。可能な限り整備して使用してまいりましたが、耐えられなくなったということでございます。この車は、タンク車そのものの活動と合わせて、繰り返しになりますけれども、水源車としての活動、そしてまた、今訓練するといいまして、まち場の消火栓が水が濁りまして使えないということでございますので、これらの訓練の水源車としても使用してございます。そしてまた、災害時における給水車として給水装置を取りつける予定にしております、費用対効果ということでございますが、これはじゅうぶんこたえられるものというふうに考えているところでございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結します。共産党に移りますけれども、市長と助役の入室を求めます。

（市長、助役入室）

それでは、共産党の質疑に移します。

北野委員

財政問題について

最初に、市長に尋ねますが、平成16年度と17年度では市財政は悪化しているのか、好転しているのか、根拠を示してお答えください。

財政部長

市長へのお尋ねでございましたけれども、編成の中身が若干加わって、数字の関係も出てまいりますので、私から簡単に説明させていただきます。

会派説明の際にも、私から話させていただいたと思うのですけれども、いわゆる16年度と17年度を比較しまして、これは単に評価をいたして、好転はしておりませんが、改善はいたしました。

北野委員

根拠を示して、答弁してください。

財政部長

それでは、根拠をただいまから申し上げますけれども、一般財源収入については362億円程度ということで、これは16年度、17年度、ほぼ同規模で確保ができた。これに対しまして、歳出に充てるための一般財源の必要額でありますけれども、これが去年が385億円弱、今回が372億円強ございまして、この部分で14億3,000万円ほどの圧縮ができたわけです。内容については、いわゆる財政健全化の取組等を着実に進めたという効果、そういったものが一方では補助金の一般財源化とか、増える要素もございましたけれども、その点で必要額の圧縮ができた。結果的に、財源対策を打つ前の収支の評価が16年度と17年度を比べますと、12億2,000万円ほどこれが改善できたということが言えるわけです。しかしながら、16年度も17年度もそれぞれ別会計からの借入金とかということで、財源確保してできましたので、16年度の場合は19億円の赤字、それから17年度については、残念ながら3.9億円の赤字ということになります。したがって、圧縮ができたという部分の改善の効果はございますけれども、いずれにしろ17年度予算編成の時点で、20億円を上回る累積の赤字を抱えてございますから、そういった意味では、非常に重たい課題

を背負った船出ということになるというふうに思います。

北野委員

にもかかわらず、結論は改善しているということは、ちょっと単純ではないかというふうに思います。

次に、健全化計画により、40億円の効果額を生み出そうとして、市民や職員に負担をかけた結果、今度の再建推進プランによれば、さらに80億円からの財源を必要とするというふうになるわけですが、40億円を目指して、そこまでは到達しないけれども、今、部長がおっしゃったような効果をもたらしながら、さらにそれ以降5年間で、80億円をはるかに超える財源が必要というのは、どういうわけですか。

(財政) 財政課長

以前に40億円の目標を立てた時期は、16年度予算編成前の15年の暮れに、16年度予算編成に向けて、15年度までは少しずつでもあります。伸びていった普通交付税と臨時財政対策債、これが一挙に当時の予算したときに12億円になっています。これをカバーできるのは40億円の中からそれをカバーするまで考えてはいませんでしたので、それをカバーするために、また新たに今回再建プランをつくったということでございます。

北野委員

そうすると、小樽市の財政の悪化という側面の主たる原因は、政府の地方財政対策にあるということですね。

財政部長

いろいろな要素が、小樽市の抱える構造的なものもございますけれども、15年度と16年度を比較した中では、編成時点で12億円余り、ただいま財政課長が申し上げましたけれども、これらも決算時に極端に比べたらやはり地方交付税と臨時財政対策債を足したものが15億円ぐらゐの税源収入が減らされておりますから、これはかなり三位一体改革の部分で、やはり小樽市の財政にはかなりの負担増になったということは申し上げることができます。

北野委員

だから、政府の責任で小樽市の財政が悪化したということだけは明白というふうに思うのです。

それで、好転したというのですけれども、16年度の決算見込みと17年度の赤字枠3億9,000万円、これを足したものがけっきょく19億1,000万円を超えるということですから、私は財政はいっそう深刻になっているのではないかと、いうふうに思うのです。その辺は、これは市長に答えていただいた方がいいと思う、別に計数のものではないから。

市長

今、財政部長から話しましたが、16年度予算と17年度予算で赤字額が圧縮したという面では、確かに改善できました。これは事務事業の見直し、あるいはまた、受益と負担の関係、あらゆる面を見直して、そういう効果を出しましたけれども、決して好転しているというふうには理解はしておりません。

北野委員

財政部長に伺いますけれども、この財政再建推進プランの17ページ、現行のまま推移したら、こういう累積赤字になりますというのが書かれていますね。127億8,000万円と。さっき話したように、16年度の市税が、地方交付税あるいは臨時債合わせて12億7,000万円から予定したものが入らなくなったと。これがベースになってずっと進められるということでもって、この財政再建推進プランをつくらざるをえないということになったと思います。だから、そういう説明を前提にしても、なぜこういう市民や職員に負担をかけてやったにもかかわらず、こういう現状のまま推移したら、こういう累積赤字になるのかという説明をしてください。

財政部長

この認識のスタートの時点ですけれども、確かに今の国の制度改正が大きいということがあったからこれだということだけではなくて、いわゆる18年度以降に、今後予想されるさまざまな財政需要が、これまでになく増大される見込みになっていっているからということでもあります。税収と交付税については、先ほど来私も話させていただいておりますけれども、次の歳出の部分なのです。例えば、この前提条件の上の方に、16年度に書いていますけれ

ども、北しりべしの広域連合への負担金、これが19年度になりますと、いわゆる運転が始まって、完成時としてのこの負担部分が非常に増えてくるとか、そういった問題が大きい。それから、退職者の増、これも戦後の昭和22年度生まれの方、この方たちが平成19年度に退職いたします。これが19年度、20年度、21年度、22年度ぐらいまで、全会計で見ても、一般財源もそうですけれども、相当数の財政負担が予想されるような規模になるわけです。それから一方では、例えば扶助費の中、16、17年度ぐらいの生活保護の方の率などは1.6パーセントぐらいを見ているのですけれども、これもある意味で着実に増えていく。それから、老人保健についても、先ほど財政課長が申しあげましたような理由、こういったようなさまざまな理由が、事情というものが予想されることが出てまいりますので、今のままやっていったのでは、やはり平成19年度に準用再建団体の申請をせざるをえないような状態になってしまふというようなことが、このまま平成16年度の決算を見て、それから17年度の編成を進めてくる段階の中で明確になっていったということで、このような施策をつくるということになったわけでございます。

北野委員

これは市長にお答えいただきたいのですが、財政再建推進プランの17ページに、市税の現状での収入に対して、市税が21年度まで同じ額で推移するというふうになっていたね。だから、これは計画ですから、将来のことを予想できないから、横並びで出すことについては、あれこれ批判的な見解は言いませんけれども、しかし、市長、実態としては、この市税が今の経済状況の中で現状維持あるいは伸びるなんていうふうには考えていないのではないですか。

市長

確かに、市税収入、平成12年度がたしかピークと申しますけれども、160億円ぐらいと申しますけれども、それ以降右肩下がりです。これがさらに上向きになるかどうかというのはなかなか見込めない、そういう状況だと思います。したがって、前提条件としては、今回のプランではこういった横ばいで推移していく中でプランを立てたということです。

北野委員

だから、横ばいでプランを立てているけれども、実際の現実的に見れば、市税収入が課税客体がだんだん弱くなっていくと。法人としても、個人としても、所得が下がり、そういうふうになれば、市税の伸びあるいは現状維持というのは難しいと申しますから、だからプランはプランでいいですけども、実際の市政の予算編成に当たっては、この市税の問題については現実的に考える必要があるのではないかと申すのには思っています。もちろん三位一体改革が地方に対する財源の削減にならないように、特に19年度以降、地方自治体の関係者は、2年間は一般財源を総枠で確保すると政府与党の合意でなっているけれども、19年度以降は減らしますというのが言外に言われているというのはもうみんな承知の上ですから、そういうふうにならないようにこれはぜひ頑張ってほしいし、特に自民党や公明党の皆さんには、自分の政党の国会議員や政府がこういうことをやるわけですから、考えていただきたいということだけは申し上げておきます。

次に、財政部長に伺いますが、財政再建推進プランの19ページ。この中の改善目標の中の定義、その他の改善必要額、平成21年度は7億5,000万円というふうに書いていますけれども、この内訳を部長でもいいし、課長でもいいから、説明してください。

(財政) 財政課長

19ページの改善の取組ですが、まずDを説明する前に、BとCを説明して、

(「時間ないぞ」と呼ぶ者あり)

現行収支で今足りないものが一番上のAの欄にあるとおりなのですが、BとCができたとして、まださらに足りない。これがDの欄にある部分でございます。これについては、一昨年来いろいろ事務事業の見直し、受益者負担の見直し、給与の削減をやっておりますから、これについては今すぐ具体的に何をしようとするものを出すのは大

変だということで、この上にも書いてありますが、このD欄の対策をどうやって構築していくか、それを17年中に実施計画をワーキンググループで練って、そしてつくっていききたい、そういう目標値でございます。

北野委員

それは、具体的な内容はまだわからないということですね。

(財政) 財政課長

はい。

北野委員

次、助役にお尋ねします。この財政再建計画、大変なこれからもこれまで以上の厳しい状況が予測されているときに、石狩湾新港管理組合負担金 4 億6,000万円、21年度まで支出するというふうに見込んだのはどういうわけですか。

助役

これは変動はあると思いますけれども、とりあえず17年度の予算としての 4 億5,590万円、これを置いたという形です。現実的には、ご承知のように、この新港の公債費の償還も19年度がピークということで、一応 3 工区の80億円はちょっと横に置きますけれども、23億円がピークなのです。ですから、そういう形で言いますと、確かに減ってくるだろうと。現状、8割強を負担金の中で支払をしているという中では減ってくるだろうと。それから、今年度は31名の組織体制を27名にして、若干でもスリム化していくと、今後もこういう取組をしたいと思いますけれども、それを幾らで減額するかというのは、ちょっと今のところ見えないといえますか、そういうこともありますので、とりあえず 4 億6,000万円を21年度まで見たということでございます。

北野委員

腹の中は、少しは減るだろうというふうには考えているわけですね。

それで、同じく助役に伺いますけれども、このプランの20ページ、黒の枠をかけている . 国・道など関係機関への要請の中で、1行目から2行目にかけて、一部事務組合等の負担の軽減などを関係機関へ要請するというふうに書いているけれども、これは石狩湾新港管理組合負担金を想定していることなのですよ。

助役

一つは、今おっしゃった石狩湾新港の負担金、これはご承知のように、道の関係が、一番道が主導的な立場に立っているという中では、今後のことですが、道とじゅうぶんな協議の上で、事業費の抑制なりを図っていかなければならないと思いますので、そういう意味合いを持っている。

それからもう一つは、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金について言いますと、この起債償還に当たります事業費補正ということで交付税が見込まれているという部分がありますから、これについては、従来も国に対して事業費補正については確保していただきたいというようなことなどを、市長会で申していますけれども、これについてこういう減額のないような形で、じゅうぶんその辺は国の動向を注目して意見を申し上げていきたい、こんなふうに考えています。

北野委員

この問題の最後ですが、重ねて助役にお尋ねしますが、石狩湾新港の港湾建設事業というのは、西地区の14メートルバス関連の事業が終われば、とりあえず終わりなのです。おっしゃるとおり、19年度が公債費のピークだということになれば、それ以降は新規の事業がない、それから公債費も減っていくということですから、あえて 4 億6,000万円を横並びにする必要はなかったのではないかとこのように思うのですが、どうですか。

助役

今のご意見としてわかりますけれども、先ほども私話しましたけれども、今の段階で、それでは幾ら減額なのだというところまでの精査がじゅうぶんできていないということもございました。おっしゃるように、だいが概成し

てきていますから、新規事業というかなり新たな大きな投資というものはたぶんないというふうには私どもも踏んでいますので、ですから最大数値ぐらいいかないかというふうには思っていますので、できるだけこの負担金については減額の方向で協議をしてみたいと、このように思っております。

北野委員

今のやりとりを聞いて、財政再建推進プランは再建プランとして示されたわけで、精査はしていませんけれども、しかし、実際にこれに基づいて予算編成を次年度以降やるということになれば、それこそ現実的に見ていただいて、そして市民負担あるいは職員への負担がないようなことを一歩でも前進する形で予算編成していただきたいという要望を述べて、市長・助役に対する質問を終わります。

(市長、助役退席)

北野委員

教育委員長の本会議欠席の件について

教育委員会に尋ねます。

最初に、教育委員会の政治姿勢について伺います。4日の本会議に教育委員長を欠席させた問題です。教育委員長は8日の古沢議員の一般質問の冒頭で、事務局から前日に連絡を受けたので、出席することができないということでおわびを申し上げました。この問題において、ある方は私に、「教育委員長を欠席させたのは、市教委があえて悪者になって、教育委員長に適正配置にかかわる反対をしている共産党の質問を受けさせない、答弁させないということをもくろんだからではないか」というふうにおっしゃる方もいるわけです。ここの経緯はどのようなのですか。

教育部川原次長

4日の北野委員に対する教育委員長の出席要求でございますけれども、私どもの事務的な対応ということのまずさがございまして、古沢議員の方の出席要求については承知をしてございましたが、北野議員につきましては、前日の代表質問の中で、教育委員長への答弁があるということで承知をしたところでございます。したがって、1日前ということで、スケジュールが入っていたということで、教育委員長は出席しなかったもので、これにつきましては冒頭、教育長からおわびを申し上げましたとおり、事務局の対応のまずさだったというふうに感じております。

北野委員

そうすると、教育委員長が本会議で述べたとおりということですね。それを前提に質問します。なぜ事務局が私の質問通告、早めに質問するぞということを聞いていながら対応しなかったのか。私はどちらであっても、やはり教育長以下、皆さん方が反対政党の質問に対する答弁を教育委員長にさせないという画策をしたのではないですか。私は、もし結果として、私の質問をちゃんと承知していながら連絡しないで欠席させたわけですから、だから私の質問に対する回答がないというのは当然です。これはどういうことを意味するかというと、一番肝心の適正配置計画、学校の存廃にかかわる問題、通学区域の変更、これらについては事務局がかってにやってはならないということになっているわけでしょう。それを選出されている教育委員長に答弁させないようにあなた方はやったということは、教育委員会は5人の教育委員を、教育長は別にして、4人の教育委員を下に置いて、事務局でもってこの適正配置を進めるといふ魂胆があるのではないですか。お答えください。

教育部川原次長

私どもの押さえといたしましては、2月の、古沢議員の一般質問に、委員長の出席要求があるということの押さえでございまして、早めにその辺の対応をしたところでございますが、この時点で北野議員も別途出席をということについて、私ども内部の不幸で押さえきれなかったということでございますが、それがその時点ではっきりわかっていれば、古沢議員と北野議員の方の調整はできたのではないかとこのように深く反省をしております。

北野委員

今、お伺いしたら、私は意図的にやったと思っていますから、けっきょく事務当局が4日に連絡したというのは、私は4日の前日に連絡したとは知らなかった。あなた方は議会に対して、私にもほかの会派に対しても、教育委員長と教育委員会の関係で、事務方が総体として責任があったということしか言わないのです。だから、教育委員長が出られないから、職務代理者を出すから、4日の質問をやれと、こういうふうになったのでしょうか。それは正論です。だから、私は応じたのです。ところが、8日も再度委員長の冒頭のおわびを聞いて、私はびっくりしました。それならそれで、何で前日、私の質問のときに言わないのだと。けっきょく議会が困るかもしれないという心配をして、あなた方は真実を隠したのでしょうか。だから、私もそう思ったし、ほかの会派の皆さんだって、北野、そんなに頑張る必要はないと、職務代理者が出るのだから、何も質問すればいいのでないかと、こうなりますよ。ただ、私もそれはその限りではそうだと思ったから、質問を淡々と予定どおりやったのです。ところが、ふたをあけてみたら、前日まで教育委員長に連絡していないと、これは単なる教育委員会の事務方のミスでないですよ。だから、対議会との問題でも、実態を、真実を、経過をちゃんと報告して対応するというのではないですよ。一番肝心なことを隠していたではないですか。そういうやり方で今後、適正配置計画を進めたら、とんでもないことになりますよ。とにかく事務方のイニシアチブで4人の教育委員なんかそっちのけにして、そしてやるという姿勢ということだけは厳しく批判しておきます。

学級規模と学力について

次に、40人学級について伺います。経済協力開発機構(OECD)で、教育についてどういう支援をしているか、説明してください。

(教育)学校教育課長

経済協力開発機構で40人学級に対してどういう支援をしているかというのは、私どもで今押さえきれってございまして、内容も承知してございませんで、答弁できません。

北野委員

この問題については、OECDが行った学習到達度調査ということについて、学校適正配置等調査特別委員会で我が党の議員から聞いているのです。そのときも同じ答弁でした。40人学級のほか、学級の人数がどうあるかということは、協議の基本問題です。それについて、1回目は知らないということで通るかもしれませんが、しかし、2回目以降、あなた方は1クラスの人数が日本の教育にどういう影響を及ぼすかということについて、踏み込んで調査もしていないのですか。教育委員会はそんないいかげんなことをやっているのですか。教えてください。

(教育)学校教育課長

私どもの方で、世界のその辺については、現在、資料的に持ってきてございませんけれども、現行の日本の教育制度と申しますか、それについては過去昭和30年代、40年代は50人学級とかがございましたけれども、あと45人、40人という形でだんだん編制をしてきてございます。

北野委員

いやいや、そんなことは聞いていないと。聞いていることに教えてください。

(教育)学校教育課長

ですから、私どもの方では40人学級という中で、今、枠組みができてございますので、そういう中で、今、制度をやっているということでございます。

北野委員

委員長、聞いていることに答えていないですよ。日本の教育のことはこれから聞きますから、そのときに教えてください。

OECDが教育についてどういう支援をしているか、説明してくださいと聞いているのです。1回目の質問でな

いですよ。もう学校適正配置等調査特別委員会で予告してあるのですから。今日答えないなんていうふうには認められません。

教育部川原次長

ただいまの O E C D の教育の支援ということでございますけれども、申しわけございません、私ども資料は持ち合わせてございませんので、答弁できません。

北野委員

怠慢のもう何物でもないね。学力の調査を O E C D がやったと、その結果どうだということは、我が党の議員から聞いているでしょう。そうしたら、当然それに踏み込んで調べておかなければならない問題でないですか。あなた方は教育の根幹である 1 クラスの人数がどうかということについて、O E C D がどういう調査をやったかわからないのですか。

(教育)指導室長

P I S A の調査のことでございましょうか。

(「いや、違うって。O E C D が」と呼ぶ者あり)

(「生徒の学習到達度」と呼ぶ者あり)

いや、それは 15 歳以下のことでしょう。それはまた別の調査。学力の調査をやっているのです。15 歳以下のとは違いますよ。

答えてください。P I S A とは違うよ。

教育部川原次長

申しわけございませんが、今日その資料は持ってございませんので、改めて答弁したいと思います。。

北野委員

委員長、時間に入れないでください。

いや、あなた、ふまじめだよ。そういうことについては、1 回目の学校適正配置等調査特別委員会でもう聞いて、今答えられないけれども、この次までということに対応したのでないですか。だめですよ。答えてください。

教育長

たしか新谷委員からご質問があった件だと思いますが、25 人とか、そのあたりの人数が効果的な指導ができるというふうに、その場で新谷委員の方から、私ども調べていなかったものですのでご指導を受けて、そういう観点に立って教育委員会の適正配置の人数はおかしいのではないかとというふうに指摘されたのは覚えております。さらに詳しい内容でございましょうか。

北野委員

あなた方、何を聞いているの。私は単純に聞いているのだよ。一つは O E C D の教育についてどういう支援をしているか、1 行しかないから答えなさい。これが一つです。

教育長

適切な人数で、25 人前後ですとか。

北野委員

そんなの私は O E C D でないから答える必要はないけれども、私の聞いていることを教育長聞いているなら、答えてください。

教育長

私の記憶では、ですから適切な。

北野委員

いや、新谷さんはこの O E C D のことに関して質問しているのです。私が聞いているのは、O E C D、経済協力

開発機構が教育についてどういう支援をしているか、お答えくださいと言っているのですから、かみ合って教えてください。

教育部長

先ほど来たいへん恐縮でございますけれども、資料を持ち合わせておりませんので、今この場で答弁することができません。

(教育) 指導室長

前回の新谷議員からのご質問をいただいた時点で、私どもインターネット等で調べてみました。ただ、原典というのは、本に当たることができないと。確かにインターネットには載ってはいるのですが、それ自体孫引きといいますが、そんなものでございまして、教育研究所という私どもの研究所等にもちょっと調べてみたのですが、原本と申しますか、そういうものに当たることができなかったものですから、あのときも話をさせていただきました。その後も、インターネットのものということなものですから、今もそういう状況であるということでございます。

北野委員

室長の言っているのは、私がこの次聞こうということに対する答弁なのです。私は単純に聞いているのです。OECDが教育のどういう支援をしていますかと。その方針を聞いているのです。そのOECDが行った学力到達度調査についてはその次に聞きますから、この答弁の後、込みにしないでください。

それほど調査をしたのだから、わからないと言っているのでしょうか。OECDを引っ張ったら、わからないと出るの。

(教育) 指導室長

済みません。今、北野委員からご質問をいただいています経済協力開発機構、OECDのその支援というところで、どのことを指されているのか、私自身がじゅうぶん理解しきっていないものですから、どのように答えていいのかと。ただ、この前の新谷議員のいろいろなデータを示されたときには、それについては、今、繰り返しの答弁になります。インターネット等で調べてみましたが、原典に当たることができなかった状況にあるということで、その状況は変わってはございません。

北野委員

探し方が悪いからでしょう。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時45分

再開 午後 5 時03分

委員長

それでは、休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

教育部長。

教育部長

まず最初に、北野委員に答弁がたいへん遅くなりまして、申しわけありません。インターネットによって調べたところ、OECDが教育に関してどのような支援をしているかというご質問に関しまして、教育ということは、すべての人に教育の機会均等が出現するよう支援すると、このように書いてあったものです。

北野委員

その言葉の意味は、どういうことを意味していますか。

教育部長

通常、憲法に保障されているように、教育の権利、何人たりとも教育の機会均等における教育を受けられると、そこが原点でないかと、そのように思っております。

北野委員

少人数化というのの研究で有名なアメリカのグラス・スミス曲線というのがありますが、これについては学級規模、これに対してこれを横線とすれば、学習到達度、情緒の安定度、教師の満足度はどういう関係になっていると世界で認識されていますか。数値も含めて教えてください。

(教育)指導室長

いわゆるグラス・スミス曲線にかかわってのご質問でございますが、学級規模と達成率の間には密接な関連が見られるが、40人でも20人でも大きな差は見られず、15人を下回るほどの規模になると、規模が小さくなるとともに急速に達成率が高まるというような内容かというふうに理解してございます。

北野委員

だから、あなたは言葉で言ったから、そんなことを言われてもわからないから、数値で、何十人学級の場合は達成度はこう、情緒の安定度はこう、教師の満足度はこうというふうに、それぞれ学級規模別に言ってください。

(教育)指導室長

申しわけございません。数値そのものについては、資料を今持ち合わせてございません。

北野委員

数値も言わないで、先ほどのような答弁をすらすらと述べるの。だから、数値を示しながら教えてくださいと、私はわざわざ注文つけたのです。言ったことに教えてください。

(教育)指導室長

いわゆるグラス・スミス曲線について、学級規模と教育効果の関係での研究でございますので、それについての要約したものということで、手持ちで持っているところでございます。

北野委員

答弁になっていません。

そんなのは委員会の常識でしょう。

教育部川原次長

ただいま指導室長から答弁いたしましたように、グラス・スミス曲線のそのまとめというものは私どもは調査をしてございますけれども、インターネット等でその数値までのデータは入手はできてございませんので、先ほどの説明でご理解をいただきたいと、このように思います。

北野委員

理解しないよ。答えないで理解しろなんて、そんな失礼な話があるか。

教育長

委員、たいへん申しわけありません。どうしてもその資料は、現段階では入手できません。

北野委員

何を言ってるの、そんなの。教育に素人の私だってわかるのだから、教育のプロがそろっていて、そんなこと、何でわからないの。しかも、少人数がいいかどうかと、少人数学級がいいかどうかと議論されている真ん中の話でしょう。世界でも認められている常識の真ん中の数値がわからないなんていう話は認められません。調べて教えてください。

委員長

教育委員会で質問わかるのか。

北野委員

教えてください。

(教育)指導室長

答弁が遅れまして、おわび申し上げます。私どもは原典には当たることはできないのですが、「議会と自治体」というその雑誌の中に、グラス・スミス曲線、アメリカのクラスサイズ研究という表題がございまして、学級規模と達成度、情緒面、教師の満足度という表が載っております。これは原典に当たってございませんが、その「議会と自治体」という雑誌に載っているものによりますと、達成度ということと言いますと、例えば40人でございまして50パーセントをちょっと超えるというところではございますが、これが20人で60パーセントちょっとを越えるという状況になってございます。そして、10人になりますと70パーセントを越えます。そして、5人になりますと80パーセントを越え、1人になりますと90パーセントを越えるという形になってございます。これは達成度と学級規模の関係についてでございます。

次に、情緒の安定度ということでございます。これにつきましては、40人では50パーセントを下回っているような状況でございます。そして、20人で60パーセントを越える状況になっております。だんだん上がっていきまして、これは5人までのところのデータしかございませんが、80パーセントを越えるという状況になってございます。

最後に、教師の満足度ということでございますが、これは35人からのデータということになってございまして、35人では目測でございますが45パーセント程度、20人で70パーセント近くまでなりまして、そして10人で80パーセントを越えまして、5人のところで100パーセントの近くのところまでという形で出てございます。

北野委員

数値は言ったけれども、それについて学級規模ではどういう評価ができるのですか。

(教育)指導室長

ここについて、先ほど答弁させていただきましたが、学級規模との関係で、このいわゆるグラス・スミス曲線の中では、人数が少なくなっていけばいくほど規模が小さくなるとともに急速に達成率などが高まっていくという内容かと思えます。

北野委員

子どもたちにとっていいし、日本の教育にとってもいいということでしょう。

(教育)指導室長

ただ、今、これは私の受止め方で恐縮でございますが、アメリカのこの研究ということございまして、文化的な特質と申しますか、つまり教育の効果と学校規模ですから、学校規模の主たる要因としてというふうになりますと、果たして授業の形態も違いますし、そういう中では一概にどうなのかというような受止めは私はしてございません。

北野委員

アメリカの話だから、無視して構わないと言わないばかりの態度だから、日本のことについて聞きます。ところで、教育長に聞きますけれども、日本教育学会というのはどんな組織ですか。

教育長

学校教育関係の方々が集まって、学者はじめ実践家が集まって、そして広く教育問題について、経営本体とか、そういうものについて深めるような学会と認識をしています。

北野委員

それだけ。

教育長

その団体については、年に何度か機関誌を出してございまして、よくそれでご質問いただいているものです。

北野委員

イメージがわからないね。文部科学省との関係でどうなのか、会員はどうなのか、年間行事は何をやっているか、そういうことを聞いているでしょうか。

委員長

そこまで聞いていないでしょう。

北野委員

いやいや、委員長、答えたのでしょ、だから、質問します。

委員長

はいはい、どうぞ。

北野委員

だから、日本教育学会は年どういう行事をやっていますか。イメージがわくように答えてください。

教育長

研究団体につきましては、日本教育学会に合うかどうかはともかくといたしまして、必ず1年間の実践とか、大きなテーマを持って集まりまして、それを交流して発表するという、そういう一般的な研究団体と、そういうふうに承知しています。

北野委員

文部科学省との関係は。

教育長

その点については、私は承知しておりません。

北野委員

小樽の関係者で、日本教育学会に個人でも団体でも加盟している人あるいは団体はおられますか。

(教育)指導室長

私も小樽市教育研究所を持っていますけれども、その研究団体は、例えば算数、数学の研究会とかという形であり、教育学という形になりますと、かなり学術的な形になってくるかと思しますので、その上部にこういう団体を持っているものとはちょっと考えにくいというふうに考えてございます。

北野委員

では、わからないのでしょうか。

この日本教育学会が学校・学級の編制に関する研究委員会、1999年にその調査の結果を発表し、たいへん大きな衝撃を与えています。その中身について説明してください。

(教育)指導室長

繰り返しの引用になりますが、この「議会と自治体」というその資料の後ろに載ってございまして、その中では委員ご指摘のとおり、学校・学級の編制に関する研究委員会の調査研究がございまして、その中で、つまりいている児童を見つけやすいのは、20人以下学級が96.3パーセントに対して、36人以上の学級では65.3パーセントと、30パーセント以上の差がありますという形での記述が載ってございます。

北野委員

一番肝心なことを答えないのだね。ここの研究委員会の結論は、学級規模をどのようにしたらよいというふうに提言していますか。

(教育)指導室長

提言といえますか、この資料によりますと、桑原氏という方、これが研究代表者ということで載っているようでございますが、桑原氏の述べているということなのですが、それが当てはまるかどうかわかりませんが、学級規模

25人前後を境に教育効果は大きく変わると、学級定数の標準は20人程度とすべきだと述べているというところがございます。

北野委員

あなた方も少しは認めなければ、さっき指導室長はアメリカの調査は当てにならないような話をするから、日本のことを出したわけです。日本教育学会というのは、これは大会でいえば63回の歴史を持つ日本ではたいへん権威ある学会です。そこであらゆる課題についてシンポジウム、アンケート、そういうのを行って、日本教育学会会則というものもあります。お金を払って会員になって、団体、個人が入ってくる。こういうところで相当なエネルギーを費やして、学校規模、学級の規模といわゆる学習の到達度、この関係を調査をして、今、室長が言われたような提言というか、結論を出しているのです。だから、アメリカの研究でも、日本の権威ある研究でも、1クラスの生徒数・児童数が少なければたいへん効果があると、25人を境にして20人学級ならなおいいという結論を出しているのです。そういう効果があるということを教育長は認めるのかどうか、お答えください。

(教育)指導室長

グラス・スミス曲線並びにこの学校・学級の編成に関する研究委員会等ということで、今、学級人数と教育効果ということでのその相関性についてでございますが、まず最初にアメリカについてでございますが、これについては一定、

(「いやいや、アメリカはあなたがさっき否定したでしょう。だから、日本の教育学会の研究の結果、それは効果があるというふうに認めるのかどうかということを知っているのですよ」と呼ぶ者あり)

はい。まず、アメリカのことなのですけれども、このことについては、このデータについてさまざまな論争があるということでは承知はしているところでございます。また、この調査にかかわりましてですが、ただこれ以外にも、例えば学級の安定といいますが、学級の授業をうまく機能させるといいますが、そういう関係でいきますと、例えば違うものでは学級規模が小さくなればなるほど学級の状態が相関的になるかどうかということについては、はっきりとはしないのではないだろうかというものもございまして、今の時点で編成に関するこの研究は研究としてございまして、さらにその部分では、人数と教育効果ということについては、さらに研究をしていくことが必要なのではないかというふうに理解しております。

北野委員

室長の答弁は重大な答弁ですよ。そうしたら、日本教育学会の研究の結果を否定するのですか。

(教育)指導室長

いや、否定はしていません。

北野委員

だから、あなたのおっしゃる、あなたは調査していないのだから。そうしたら、あなたが引用したこの結論に疑問を唱えている団体、その意見の根拠は何か、示してください。

(教育)指導室長

まず最初に、繰り返しになるかもしれませんが、学校・学級の編成に関する研究委員会が出ているということについては、これは本格的な学級規模と教育効果にかかわる研究というふうに、そのように思っております。ただ、これ以外にも、例えば小学校における学級の機能変容と再生過程に関する総合的研究というのがございまして、その中では授業をうまく機能させるためにはということの中でございまして、その中では確かに20人以下では授業のわかりやすさというところで上がっているところもあるのですが、でこぼこがございまして、そういうことから、学級規模が小さくなればなるほどということでの学級の状態と人数ということについては、一律に相関の関係にあるかどうかについてははっきりとは述べてございませぬ。ですから、何度も繰り返しになりますが、学級の規模と教育の効果についてということと言いますと、確かにこの研究がございまして、今後、さらにさまざまな観点か

ら教育効果について研究の成果が待たれるのではないかというふうに考えております。

北野委員

将来の話なんか聞いていません。アメリカのグラス・スミス曲線も、それから日本教育学会の研究会の結論も、基本的には一致しているのです。それをあなたは認めないのですよ。ただ、別な説があるのなら、こういう学会あるいはこういう団体が学校の規模、学級の規模と学習あるいは理解度、その他のことについて、違う結論が出ているというのだったら、その出典を明らかにしてください。

(教育)指導室長

今、研究の途上にあると、何度も申し上げますが、学級の規模の主たる要因として、そのことと教育の効果ということになりますと、これは複雑な、

(「研究途上なら研究途上でいいから、どこの団体がそんな研究しているのか、しゃべりなさい」と呼ぶ者あり)

そういう形の中で、今、私はそのような答弁をさせていただいてございます。

北野委員

答弁になっていませんよ。私は出典を明らかにして言っているのですから。あなたはどこの団体とはわからないのでしょうか。やって違うことがあるかもしれないからということで、再検討しているとかなんとか。どこの団体がどういう研究をして、疑問を投げかけているのですか。

(教育)指導室長

この研究について疑問を投げかけていると言っている意味ではございません。

北野委員

そうしたら、あなたの言っていることは、どういうことなのか。

(教育)指導室長

私が話させていただいているのは、これは一つの学級規模と教育効果ということでの研究の成果であるというふうには考えてございます。ただ、それだけではなくて、例えば小学校における学級の機能変容と再生過程に関する総合的研究というのが実はございまして、いわゆる学級崩壊にかかわっての研究でございしますが、その中では例えば、授業をうまく機能させるためには、授業の楽しさやわかりやすさといったものが大事であるとか、特に学級への信頼関係の有無が学級経営に大きな影響を及ぼしているということが書いてございますので、そういう中で、学級規模と授業のわかりやすさとの関係では、規模によるはっきりとした差はないというような記述を見てございますので、そういう意味では、一概にこういう、先ほど委員ご指摘のそういう調査もありますが、その他でももう少し私は見るべきではないかということで答弁をさせていただきました。

教育長

私の思いを議員がお聞きしましたので、話させていただきます。

二つの研究機関がやった研究の結果、それは、いろいろなことから調べたものですから、それはそれとして、私は、評価はできるのではないかと思います。ただ、その人数でいきますと、それぞれの市町村、それぞれの都道府県では、ままならない面がありますので、現行40人の学級編制としていらっしゃるところでございしますが、それでは、その二つの研究の思いとかは、ではどういうふう to 発揮させるんだとなりますと、それぞれのクラスで、あるときには五、六人のグループ、あるときには10人のグループ、あるときには二つの教室が合わさって大きなグループだとか、そういう方法によって、その二つの研究のよさを取り入れていくのではないかというのが、私の感想でございます。

北野委員

けっきょく世界でも日本でも多くの人たちに認められている、学級規模が小さくなればたいへん教育効果が上がると、具体的な項目を示して研究会の結論が出ているのに、小樽の教育委員会はそれを尊重しようとしません。私

は、40人学級に今なっていることはわかりますよ、だからあなた方も苦労されているということは理解できますから。それとは別の話なので。適正配置計画に向かっていくときに、学校規模の問題あるいは学級規模の問題が基本的問題として提起されてるわけです。

室長が言われた学級崩壊にかかわる研究もいろいろな団体でやられてます、私は承知してますよ。しかしその原点になっているのは子どもたちの情緒の安定がどうかということでしょう。人数が少なれば安定の度合いが高まるわけでしょう。そんなことは世界でもアメリカでも各研究機関で一致して指摘されていることです。そういう土台の上に立って学級崩壊を人数だけでままならないという面も出てくるかもしれません。しかし、基本はそれなので、その基本の上に立って崩壊が生まれたらどうするか、非行が生まれたらどうするかですよ。そういうことをいろいろ対応するというのはまた別の話ですから。あなた方のやっている適正配置計画の向かおうとしている方向が基本的にどうなのかということ、これから前提として問われるから私はこの前提についてまず認識を一致させようと思って聞いているのですよ。ところが、室長はいろいろ言って、この世界と日本で認められている当たり前前の真ん中のことを認めようとしなから、おかしいのではないかと聞いています。

(教育)指導室長

先ほどの答弁につけ加えさせていただきますが、小学校における学級の機能変容と再生過程に関する総合的研究というのが、小松郁夫さんという国立教育政策研究所の方だと思いますが、基盤研究として発表してございまして、これが今申し上げましたいわゆる学級崩壊にかかわる調査でございまして、その中では学級規模というところを言いますと、学級規模との関係では、第1は、26人から30人の学級で31.6パーセント、36人から40人の学級で15.6パーセントで、学級の健康度が低くなる一方で、31人から35人の学級では学級の健康度が高くなっている。また、36人から40人の学級では学級の健康度がそれ以外の学級と比較して低くなっている。15.6パーセントということで、学級規模などと学級の健康度との相関関係はほとんど見られなかったということの記述がございまして、このことに基づきながらいろいろな考え方、見方があるのかということで話させていただきました。

北野委員

けっきょくあなた方は世界と日本の結論は認めないということをおっしゃりたいのでしょうか。それならそうとはっきり言いなさい。おまえの言ってることは違ふと。これからの適正配置の基本に関わるから私は聞いているのですから、あなた方は学校の規模、学級の規模は関係ないと、学習の到達度、学力の向上について、そういう考えなのですか。

(教育)指導室長

繰り返しになりますが、今本当にこの学級規模で教育効果というところにつきましても、それこそ研究に着手されているところをございまして、そういう、委員ご指摘のような考え方もありましようし、ただ、今申し上げましたように、特に子どもは小学校は学級が、担任がいわゆるオーケストラといいますか、指揮者のような存在でございまして、どういうふうにするかという、そこはかなり影響があるだろうと。これは特に日本の教育的文化とかということを考えていきますと、そういう要因ということも全く切り捨てるわけにはいかないのではないかと、そこが子ども大事ではないかと申上げてございまして、学級規模のデータの研究につきましては、今後ともさまざまなものについて勉強していかなければならないというふう考えております。

北野委員

だから適正配置を進める小樽市教育委員会は世界と日本で認められている研究の結果を尊重しないと。そういう立場だということだけはわかりました。

適正配置後の学級規模と加配教員について

その次、私の代表質問に対する答弁で、40人学級の枠を崩すことができないので、40人学級が1人でも減るよう、編制基準が減るよう、今後も各機関に働きかけていきたいというふうにして、何か人ごとのような答弁を

しています。しかし、今回の統廃合によって40人学級が生まれ、また、40人にならなくても、現行の人数より増える学級で学ばなければならない子どもたちが生まれることとなります。どの学校で40人、どの学校で現行よりも1クラスの人数が増えますか。学校ごと、何年生ごとで答えてください。

教育部川原次長

適正配置後の受け入れる学校での規模・基準ということでございますけれども、新1年生については、現在40人ということの想定はございませんけれども、在校生の中で、花園小学校の18年度4年生、これが児童数40人で1学級でございます。それと、40人ではございませんが、高島小学校が18年度で80人ということで、2学級で40人ずつという状況がございます。

北野委員

それから、40人に満たなくても、現行の例えば手宮、北手宮、堺、量徳、この少ない人数で学んでいる児童が受入れ校に行って、多い人数で学ばざるを得ないという事態が生まれるわけでしょう。どこの学校がそういうふうになるのか、説明してください。それもあわせて聞いているのですよ。

(教育)学校教育課長

まず、手宮西小学校に行く児童ということで、北手宮小学校から手宮西小学校に行くのは、18年度においては1年生が3人、2年生が10人、3年生が6人、4年生が8人、5年生が9人、6年生が11人、47人が18年度には手宮西小学校に行きます。

それから同じく、手宮小学校から手宮西小学校に行くのは、18年度は1年生が19人、それから2年生が24人、3年生が26人と、4年生が18人、5年生が26人、6年生が23人ということで、136人が行くという形になってございます。

それで、その結果、手宮西小学校においては、18年度において1年生が46人、2年生が55人、3年生は58人、4年生は50人、5年生は58人、6年生も58人という形で、325人が来られると。

北野委員

いやいや、それは資料に出ている。だから、廃校になる学校の児童が受入れ校に行った場合に、人数の多いクラスで学ばざるを得ないという児童が、何年生で何人いて、そのクラスの人数は何人になっているかというふうに聞いているのです。基礎資料はわかっていますから。

教育部川原次長

北手宮小学校で申し上げますと、18年度北手宮小学校は、1年生は8人でございます。これが手宮西小学校46人の学級になると。

北野委員

いや、それはわかるのだよ。資料に書いてあるから、それはわかるの。だから、北手宮小で何人のクラスで学んでいて、手宮西小に行ったら何人のクラスのところで学ぶようになるのですかと聞いているのです。

教育部川原次長

今、申し上げましたけれども、特に18年度の1年生は8人の学級が、それが適正配置によって手宮西小に行くことによって、手宮と近くから来るということで、46人の2学級になります。

(「だから、23人・23人になる」と呼ぶ者あり)

北野委員

だから、8人が23人の学級で学ぶようになるのでしょう。そういうふうにして、ずっと答えてください。

教育部川原次長

18年度の2年生でございますが、2年生は12人でございます。これが手宮西小では55人ですから、27人・28人の2学級になります。3年生でございますが、7人の学級でございます。これが手宮西小に行きますと58人で、29人・

29人になります。それから、4年生でございますが、11人でございます。

これが手宮西小で25人・25人、50人の学級でございます。それから、5年生でございますが、11人、これが手宮西小で58人ですので、29人・29人。それから、6年生、17人でございます。これが58人で、29人・29人というふうになります。

北野委員

それは廃校になる北手宮小学校の手宮西小学校への受入れ校のクラスの児童数ですね。全部多くなるわけですね。同じように、堺、手宮、量徳、逆に言うと、少なくなる場所がありますか。受入れ校へ行って、現況よりも少なくなる学年があれば教えてください。その方が簡単でしょう。

教育部川原次長

量徳小学校でございますが、量徳小学校は花園小学校と潮見台小学校に行くわけでございます。量徳小学校の生徒数は1年生は32人でございます。これが潮見台小学校に行くことによりまして55人になりますので、27人・28人になります。2年生は31人でございますが、これが57人ということで、28人・29人。3年生は26人、これが44人ということでは22人・22人となります。

北野委員

これ、潮見台小学校か。

教育部川原次長

潮見台小でございます。

北野委員

そうしたら、潮見台小学校に行く人は、1年生、2年生は少なくなるのだね。

教育部川原次長

1学級当たり減少しています。

北野委員

それから。3年生、4年生、5年生は。

教育部川原次長

4年生でございますが、30人でございます。これが潮見台小学校の学級数は、ここが1学級37人。

北野委員

多くなるのでしょうか。

教育部川原次長

それから、5年生で37人ですが、これが57人になりますので、28人・29人ということで、それから6年生が31人でございます。これが58人ということでは、29人・29人ということでは増えるという形になります。

北野委員

少なくなるのでしょうか。

だから、1年、2年、5年、6年が少なくなるのでしょうか。

花園小学校は。

教育部川原次長

花園小学校でございますが、花園小学校はこれは量徳小学校との比較で申し上げますと、量徳小の1年生は先ほど申し上げましたが32人でございますが、これが花園小学校は適正配置後41人になります。20人・21人ということでは減少している。それから、2年生は31人。これにつきましては、適正配置後、ここは1学級30人でございますので、1人減るといふふうに聞いております。3年生は26人です。これが適正配置後42人ですので、21人・21人、こういうことでは減少する。それから、4年生が30人、これが適正配置後、40人の1学級になりますけれども、こ

こは増加をします。それから、5年生が37人が50人ですから、ここは2学級で減少します。6年生は31人、これが35人の1学級ですので、人数は増加をするということになります。

北野委員

いやいや、まだ残っているでしょう。

教育部川原次長

堺小学校につきましては、適正配置後、児童数は相当数増加します。

北野委員

少なくなることはないということですね。

そうしたら、適正配置計画で大目標になっている1学年2学級、受入れ校、関連校で適正配置をやっても1学年2学級にならない学校と学年を示してください。

教育部川原次長

2学級にならない学年でございますが、

(「学校と学年だよ」と呼ぶ者あり)

はい。手宮小学校はいずれも2学級、花園小学校でございますが、18年度2年生が30人で1学級、4年生40人で1学級、6年生35人の1学級。それから、潮見台小学校の18年度4年生が37人で1学級、そういう状況でございます。

北野委員

ほかは。

教育部川原次長

各年度ということでございますか。ほかの学校は、2学級になってございます。

北野委員

そうしたら、潮見台小学校と花園小学校ですね。

けっきょく、今いろいろ答弁がありましたけれども、私の質問に対して、あなた方は、私はクラスの人数を少なくすることによる教育効果がないのだと、そういう基本で質問をしたのですが、答弁を見ると、少人数による少人数学習というものにすり替えているのです。1学年2学級規模の学校でも、少人数によるきめ細かな指導はできる、これはTTとかでしょう。加配教員によるものですよね。だから、そうしたら、いわゆる規模が大きくなる学校で、TTその他のことで花園小学校とか、あるいは稲穂小学校、それから潮見台小学校、ここできめ細かな学習でどういう対応をしようとしているのですか。私は賛成ではないです。

(教育)学校教育課長

今、答えました40人学級については、北野委員もおっしゃったように、チーム・ティーチングだとか、少人数指導といいますか、指導方法の工夫を改善するというような形の中で、子どもにとって学力とか、いろいろな面で指導をしていきたいと。そういう中でいえば、きめ細かくやっていきたいというふうに思っています。

北野委員

それでは答弁でないでしょう。TTとか、あるいは少人数学習をやるから、きめ細かな指導ができて学力が向上すると、あなた方は言うの。しかし、生徒の増えたところを、学級規模が2学級になったところ、その他で、あなた方の答弁でいえば、それぞれどういう手だてをとるのですか。学校ごと、学年ごとで答えてください。この学年についてはTTでやるとか、科目ごとでもいいですから。抽象的な話でごまかすのではだめです。具体的に言ってください。

(教育)学校教育課長

今のこの適正配置計画の案の中では、具体的に花園小学校の例えば1年生はこういうふうにする、2年生はこう

いう形で行いたいというものは、現在持ち合わせておりませんが、例えば花園小学校の 2 年生で 30 人学級だとか、4 年生で 40 人という場合には、今言ったようなチーム・ティーチングとか、その指導方法の工夫によりまして、少しでもきめ細かな指導ができるように私たちも行っていきたいというふうには考えてございます。

北野委員

そういう一般論は説明会するとき、私はもう何回もあなた方から聞いているの。だから、その上に立って、具体的に適正配置をやったら、どここの学校のどういう科目は T T でやるとか、幾つかのグループに分けて少人数学習でやるとか、やりますというだけで、そういう手だては何もまだないということでしょう。だから、説明会でみんなが不安に思うのは、そこなのです。だから、その加配教員の数、それからそういう必要のある学年、クラス、科目、それを満度に満たした場合、T T で加配教員が何人必要なのか、道教委との関係でその人数が確保されるのか、そういうふうにして具体的に答えてください。

(教育) 学校教育課長

T T とか加配教員につきましては、例えば 18 年度に実施するという場合、17 年度の秋に学校の方からそういった計画を出していただくという形になってございます。ですから、そういう中で、学校から例えば算数とか、国語とかというその教科の中で加配教員を欲しいという計画が出てまいりますので、そういった計画に基づいて、私たちは道教委の方に申請をするという中で、道教委の方も適正配置ということがわかってございますので、その中で最大限認めてもらうという形で行ってきたいということでございます。

北野委員

そういう一般論は、もう説明会で何回も聞いているの。その上に立って、あなた方のおっしゃることを受入れ校で実行しようとしたら、何人の加配教員が必要になるのですか。それは道教委から認められる人数なのかどうかということが関心事です。

教育部川原次長

現在の計画でいきますと、40 人というのは 18 年度は花園小学校の 4 年生がこれに該当することになります。ほかの学校は該当しないと思います。

北野委員

いや、高島小学校は年度がかわればまた増えるのでしょうか、40 人学級が 2 クラスできるのでしょうか。だから、そういうところはどういう手だてをしようとしているの。40 人しかやらないのかい。

教育部川原次長

この 40 人学級につきましては、先ほど来課長から説明をしておりますように、学校と相談をしまして、どういった評価で T T、加配を受けられるのか、この辺のところは相談をしまして、個々の学級に充てていきたいということになっております。

北野委員

けっきょく、説明会で父母の皆さんにそういうふうにするから心配ないと説明しているけれども、実際に適配が実行された場合、あなた方の公約がどこの学校のどのクラスで、どの科目で実現されるかなんて保障は全くないわけでしょう。道教委は申請すれば全部認めるの。

(教育) 学校教育課長

道教委の方とは、常々この話についてはしてございます。ですから、そういう中では理解をいただいておりますので、

(「いやいや、そんな話をもう何遍も聞いたって」と呼ぶ者あり)

それで、そういう中で、私たちが言った部分について本当に説明をしていますので、その中では道教委の方もじゅうぶんに対応してもらえというふうには考えています。

北野委員

それは、学校から申請があればじゅうぶん対応できると。学校から申請がなかったら、どうするの。あなた方は受け身なのか。

(教育)学校教育課長

学校から申請がなかったらということですが、学校の方もじゅうぶんそういったことについては注意を払っているというか、留意を払っているといいますか、関心を持ってございますので、申請がないということは私はないというふうに感じるところです。

北野委員

そうしたら、教育委員会に改めてこの問題を伺いますが、今、あなた方も説明会で父母の皆さんに公約しているように、じゅうぶんな教育ができると、さっきから議論しているわけですね。それを100パーセントやるためには、何人の加配教員が必要になりますか。

(教育)学校教育課長

説明会でも何回も説明していますが、私どもが言っているのは40人学級という中で、そういうあと1人で例えば2学級になるというそのクラスについては、ティーム・ティーチングとか、そういった加配で対応したいという話をしておりますし、30人については一クラスという花園小学校がございますけれども、それについては通常の担任1人という形の中でそれはやっていただきたいと思っていますので、今、この中では、18年度については花園小学校の4年生が一つ、それから、高島小学校の方で今計画の中では80人というふうにありますので、これは40人2学級になりますので、そういう中では3人程度かというふうには考えてございます。

北野委員

そうすると、適正配置計画の対象校はあなた方は考えるけれども、本来適正配置の対象でありながら、今回の適正配置から除いた8校については一切対応しないということになるのですか。

(教育)学校教育課長

一切対応しないということではなくて、今、道教委の方では35人学級、小学校低学年でやっています。それは、小学校生活が円滑に入れるようにということでやっております。そのほかに、先ほども言いましたように、学校の方からそれぞれティーム・ティーチング、加配の申請がございますので、そういう中で、それはその適正配置以外の学校についてはそういう学校の計画に基づきまして、私たちも学校に協力をして、道教委の方に強力に申し伝えていきたいというふうに思っています。

北野委員

適正配置と同じく対象外となった学校では何人必要なの。小樽市内全体で道教委がちゃんと認めてくれるの。私はそんな単純なものではないと思っていますよ。あなた方はそうやって説明会で言うけれども、説明会に来られていない対象外の学校だってあるのでしょうか。そんなに加配教員が小樽に配置されるのか。

(教育)学校教育課長

そんなに配置されるのかというお話ですけれども、今回、17年度の加配教員の関係ですけれども、私どもが申請をいたしましたところ、すべて認めていただいておりますので、そういう中では18年度もそういうふうにして配慮いただけるというふうに思っています。

北野委員

そうしたら、私の心配は無用ということで理解していいですね。

(教育)学校教育課長

いや、そういうことは言っていないけれども。

北野委員

いやいや、そういうことでしょうか、心配するなということ。違ったら、あなた方は説明会でうそをついたことになるからね。

適正配置の通学区域について

それから次、通学区域の問題で伺いますが、本会議の私の答弁にかかわって、確認の意味で質問します。高島小学校入学予定の新 1 年生をアンケートの対象とし、希望すればスクールバスに乗って手宮西小学校に通うことは可能なのですね。

(教育)京谷主幹

そういうことで対応いたしたいと思います。

北野委員

そうすると、合計 3 次にわたり、26 回にわたる説明会では、新 1 年生は通学区域に従って入学してもらおうと、例外は認めないと、こういう原則でずっと説明してきたのです。ところが、赤岩 1 丁目の新 1 年生は、希望を聞いて手宮西小学校に行きたいと言ったら手宮西小学校に行かせるということだったら、これまでの説明会で、新 1 年生は通学区域に従ってそこに全部入ってもらいますと、その原則が崩れることになるわけでしょう。だから、あなた方は私への答弁で、適正配置の中身を変更してもやると。変更という言葉を使っているのですよ。そういうふうにするのであれば、3 次、26 回にわたるそれ以外の説明会の会場での話はどうなるのですか。在校生は理由があれば認めると。しかし、新 1 年生は必ず通学区域に従って教育委員会の指定した学校に入学してもらおうと。いろいろ希望を言ったって、あなた方は全部はねつけていたでしょう。その関係はどうなるのですか。

教育部川原次長

新 1 年生の取扱いでございますが、今回、実施計画の中で、通学区域を最大 2 分化というような形でそれぞれ受け入れ校に行っていたような計画をいたします。現実的には、現在通っている生徒さんにつきましては、友達関係もあるでしょうし、そういったことを、

(「いやいや、説明会の話はいいというの、聞いた話は。質問の答えは何」と呼ぶ者あり)

最後の方の学年ということで、そういった弾力的にその生徒については対応していく。ただ、新 1 年生につきましては、これは通学時間とか、通学距離を考える中で設定をしたということで、その方がふさわしいということで本来通学区域を設定しておりますので、そちらの方に学校としては通知は出しております。ただ、通常の特認とありますが、現在行っているのもございますので、それはそれで家庭の事情とか、親の事情、そういった場合は個々に聞いていくという考えでございます。

それから、高島小学校につきましては、ここは赤岩 1 丁目ということで、赤岩町会と非常に密接な連携のあるところでございまして、人数的にも 3 人とか、6 人とか非常に人数が少ない中でございますので、今回、説明会等を受けまして、この区域につきましてはグレーゾーンといいますか、新 1 年生も含めて、学校はどちらかを選択したらいいかということでアンケートをとってございますが、その結果を踏まえて考えてみたいと思っております。基本的には弾力的に行っていきたいと思っております。

北野委員

そうすると、説明会で言ってきた新 1 年生は教育委員会の指定する通学区域に従って入学してもらおうと、この大原則はどうなるのですか。赤岩 1 丁目の子どもだけは例外的ですということなの。大事な問題ですよ。

教育部長

今、北野委員のおっしゃったように、原則は原則であります、これは。その中で、先ほど次長も申しましたけれども、たまさか高島小学校の地域説明会におきまして、そこの保護者から、万が一北手宮小学校から今、私ども実施計画案で示している赤岩 1 丁目の子どもが高島小学校へ行くことになるのです。そうした場合には、私どものスク

ールバスを今度運行するという具体的な運行計画案を出させていただいたところ、この高島小学校の保護者からは、スクールバスを出すのであれば手宮西小学校の方に通いたいという需要が出てくるのではないかと。ですからそういった少人数なのであるから、ぜひとも該当する保護者の方にアンケートなり意向調査をとってみたい方がよろしいのではないかとのお話がありました。そうしたことを受けまして、私どもも地域説明会でそういうものを望んだわけですが、たまさか先般の地域説明会の中でも該当する保護者がお見えにならなかった。そういう経過がございますので、でもこれは高島小学校の保護者会の宿題をやはり私どもが答えるという観点に立っておりましたので、そういうことも皆さんの前で話をしておりましたので、これは申しましたように、今、意向調査の確認をさせていただいている。その材料を見ながらまた判断をしてまいりたい、このように考えているところです。

北野委員

それは部長、重大な答弁だよ。そうすると、保護者との関係では、この話は保護者は一切知らないのですよ。私は赤岩 1 丁目の子どもが、6 年生の 6 人が 6 年生に編入になると、そういうときに 3 学級になるから、来ないで手宮西小学校に行った方がいいということは、いじめの原因になるのではないかと聞いて、たまたまあなた方がそういう宿題か課題か知らないけれども、それに乗って、新 1 年生も含めて、在校生も新 1 年生もアンケートをとって、希望があれば新 1 年生であっても区域外の手宮西小学校に行くということを認めるということをやったのです。26 回の説明では、父母はだれも聞いていませんよ。そうすると、ほかの方の会場の説明会でもそういう話は何人からも出たのです。全部あなた方は否定したのですよ。新 1 年生はだめですと、通学区域に従って入学していただきますと、にべもなく言っていたでしょう。それを高島の関係の赤岩 1 丁目の通学区域だけ認めるとなったら、ほかの説明会で質問した方々にどういふように説明されるのですか。それぞれ理由があって言っていたのですよ。そうすると、大問題が出てくるのですよ。

それから、さっき部長は特認の話をして、本来入るべき学校以外にそれぞれの理由があって別な学校に行っているという中に、その一番大きい理由についてあなたは述べていないのです。例えば、小学校では 31 人の特認のうち、16 人が地理的理由で別の学校へ行っているのですよ。そういうことでしょうか。そうすると、あなた方の言っていることは収拾つかないのだ。既存の特認でやるというふうに言いながら、部長はさっきの理由は地理的には触れていないのだよ、川原次長。特認 31 人中 16 人が、地理的理由で別な学校へ行けるのですよ。どう説明するのですか。あなた方の言っていることは首尾一貫しないでしょう。ほかの学校の説明会の人たちにこんな話しをしたら、また、わんわんになります。新たな問題をあなた方は議会との関係でしゃべっているのです。そういう自覚で言っていますか。議員に対する質問で答えるのはいいけれども、説明会で言ったことと全然違うことを平然としゃべるのですよ。そんなことでもいいのですか。

教育部長

いや、あくまでも今回の実施計画案の中で、通学区域の線引きをさせていただいたと、原則はそういうように指定していただくと、通うときには。そして、今の地理的な条件、特にグレーゾーンにつきましても、これは一定程度の要件を整えば、個別に弾力的に対応しますということも答えてきているわけですよ、これは一貫してきています。

北野委員

違うって。そんなことは言っていないよ。それは、在校生については弾力的に対応すると言ったけれども、新 1 年生はがんとしてはねつけているわけでしょう。うそをつくのではない。

教育部長

在校生について、まず今、申しました。それは間違いはない。

北野委員

私は新 1 年生について聞いているでしょう。

教育部長

新 1 年生につきましては、基本的に子ども、今回、実施計画案で示した指定した学校に行っていたきたいというようなことで、まず原則を申し上げております。

北野委員

いや、そんなことない。うそだよ、基本的になんて表現は使っていないよ。一切の例外を認めないという立場でやるから、うちの子はこういう理由があると、いろいろ質問が出たでしょう。

教育部長

あくまでも実施計画案どおりに、今回、そういうふうにも実施いただいた学校に入学していただくということで説明をさせていただいております。

北野委員

学校教育課長が何か弾力的な話をしたら、次長がそれをその次の発言で否定しているわけでしょう。そういう会場の説明会だったでしょう。だから、新 1 年生は理由があれば別の学校へ入ってもいいということなのですね。

(教育) 学校教育課長

説明会で何回も話していますが、原則的に新 1 年生については、17 年度は今の校区に入っていたかという形になってございます。ただ、先ほど部長も言いましたけれども、地理的理由とか、いろいろな理由が、それぞれ個々の理由があるわけですから、その理由についてはそれぞれ判断をさせていただいて、隣の学校とか、そういう形では認めていくという形では説明会の中でも答えている、

(「新 1 年生についてかい」と呼ぶ者あり)

原則的にはやはり校区に入ってもらおうと、校区の学校に入学してもらおうという形では説明していると思います。

教育部川原次長

小学校の適正配置の懇談会の説明会の概要内容資料を配布して、それを読み上げて説明しております。この 4 ページの 5 の通学区というのをちょっと読み上げたいと思いますが、平成 17 年度の新 1 年生が入学する学校を変更することができるのか、17 年度の、

(「17 年度かい。18 年度と書いてあったでしょう。18 年度に適正配置に基づいて入学する新 1 年生が、区域外の学校へ行けるかという質問が相次いだでしょうというのさ」と呼ぶ者あり)

それで、ここの中でも答えていますように、基本の校区というのはございますけれども、指定校の変更の希望がある場合は、個々の理由により判断するというので、これは現在行っております通常の特認制度の取扱い、これをうたっております。

北野委員

いやいや、特認は現在でもやられているの。だから、新 1 年生は区域に従って入ってもらおうけれども、それはもう絶対的なものですよ。しかし、特認を利用すれば行けるのですと、こういうことなのですか。

(教育) 学校教育課長

特認を利用すれば行けるのかということではなくて、要するに先ほど言いましたように、指定校というのはある程度規則で決まっていますから、例えばこの地区ですとこの学校というようになります。ただ、その指定校の変更、私たちは特認という言葉を使っていませんけれども、指定校の変更という中で、さっきも何回も話していますが、例えば地理的な理由とか、それから体が例えば不自由で、例えば病院に行くのにその学校でなくて病院に近い学校だとか、それから両親が共稼ぎしているだとか、そんないろいろなさまざまな皆さんの理由がございます。そういう中では、それぞれのケースによって、そういったものを認めて、違う指定校にするというケースは当然今もやっていますので、それから先ほど言ったのは、先ほど何回も話していますが、17 年度の説明会の中では、17 年度において 18 年度に適正配置が行われるので、その前に行けないかというご質問でした。ですから、

17年度については、原則今の校区の学校に上がっていただきたいということで話をしています。ただ、先ほど次長も申しあげましたように、個々の理由によりまして、指定校に上がらない場合もございますので、そういう場合は教育委員会で判断をして、それは認めていく場合もあるということでもあります。

北野委員

この問題では、数多くの参加者は適正配置の対象の新1年生は、指定された校区に従って入ってもらおうという理解になっていますから、あなた方も言っていたし。しかし、一方で抜け道があるのです。あなた方は特認を使っていないと言うけれども、私は特認と簡単に言いますが、理由があれば区域外のところに行けると。これは例えば体の悪い子で、通院するのに区域に指定された学校だったら不便だから、通り道にある病院へ行って、そして学校へ行くと、あるいは帰りも同じと。そういう正当な理由があれば、区域外に入学することも自由だったら、あえて適正配置で新1年生は通学区域に従って入ってもらいますなんて頑張らなくてもよかったのではないの。何のためにそんな話をしていたの。自分のしたことをわからないね。

(教育)学校教育課長

私たちは、頑張っていたということではないのです。

北野委員

頑張っていたでしょう。

(教育)学校教育課長

いや、ただ適正配置の中で、来年その学校が移るから、今年中に移させてくれということは、

(「いや、17年のことは言っていない。17年のことは、あなたの言っているのは僕もやっているから聞いていました、18年度以降のことを言っているのですよ」と呼ぶ者あり)

いや、私たちはこの説明会の中では、18年度以降についてはそういう論議があったというふうにはちょっと考えてはいなかった。

北野委員

いやいや、そんなことないというの。だから、私の質問に対する答弁が、赤岩1丁目の話が新しい話だから、私もびっくりしたのです。ずっと子どもは説明会に行っていましたからね。だから、新1年生の子どもはもうしゃにむに行かなければならないものだという、そういう理解にあなた方はさせていますよ。ところが、一方では抜け道があるのではないの、特認で、現行の制度を使うような。そういうことをしたら、区域も何も決める必要はないでしょう。

教育部長

あくまでも、新児童が入学する際は、現行の制度に基づいて学校を指定すると。これはもう何ら変わるものではありません。これはもう大原則であります。たまさか先ほどの私が話したのは、説明会の中で高島小学校、要するに手宮西小学校の関係で、保護者から調べてほしいというような声が出ましたので、それに対応して今行われていると、こういうことでございます。ですから、原則を曲げるというような考え方に立って今行っている、そういうことではございません。

北野委員

それは、抜け道があるということだけははっきりしたということです。

委員長

時間がとくに過ぎています。

北野委員

そうしたら、いじめ、不登校の問題で、私の質問に対する答弁は事実と違っていることがありますから、これは後日質問させていただきます。

委員長

共産党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

ほかの委員にも負けないぐらい、厳しい質問が出るかもしれないことをお許してください。

財政再建推進プランについて

財政再建推進プランについて聞きます。読ませていただきまして、まずどうしても聞きたいことがあるのですが、20ページの取組項目について、これは今まで財政健全化プランの計画でも取り組まれてきた、一生懸命やられてきた内容と類似するとか、同じ部分だと思えるのですが、今回、これに伴って出した特別変わったこととかがあれば、教えてください。

財政部齋藤副参事

今回の再建の取組項目ということでございますが、まず、基本的には、今回、21年度の収支は、財政的には19年度で赤字再建団体になる、そういう中で88億円何とか確保しなければならない、こういう目標額が明らかになりました。そういった中で、我々今までも人件費の削減とか、事務事業の見直し、あるいは使用料・手数料の改定等をやっております。そういった中で、有効な手段というのは、これはやはり人件費の抑制あるいは事業の見直し、こういったものが中心にならざるをえないわけですが、こういったものを上げましても、なおかつここに例えば財政再建推進プランの19ページにありますけれども、その他再建に必要なこういったものが出てくるわけでございます。したがって、ここは今まで市民の皆様にもいろいろと新たな負担をお願いをしていることもございますので、じっくり取組項目をワーキンググループの中でじゅうぶん検討をしておいて、秋までに具体的なものをつくりたいと、こういう考えであります。

森井委員

つまりは、その19ページにあるそのBの欄というのを、本腰をいれる、こういうふうを考えるしかないということだと思うのです。そういうふうを考えますと、この17年度、今度の新年度が、市としても方向性を新たに考えていく上では大きな決断をしていかなければいけない年だとは私自身は認識しております。そんな中で、公明党佐藤委員からも質問があったかと思うのですが、統合とか、グループ制という形での質問だったかと思うのですが、私はもう既成概念にとらわれず、グループ、課、係という形そのものが、それを基本として考える時代はもう過ぎてきているのではないかというふうに思うのですが、市としての見解はいかがですか。

(総務) 田中主幹

今、委員のお話で、グループ、課、係、そのものということのお話がありました。ただ、委員がお考えになっている部分は、民間の組織等も意識されている部分もあると思うのですが、基本的にはそれぞれ組織を維持していく上で、在り方をどう考えていくかというのは、これはやはり時代とともに組織というのは変わってくると思います。ただ、今ドラスティックに部・課・係をなくして、ではどういう形をとればいいのかという形で、具体的な提案をどういうふうにするかわかりませけれども、今までも部・課・係のライン的なものとか、その他スタッフも含めて、例えば今お話のグループ制という形で、いろいろな組織という形で一部そういう形も取り入れておりますので、今後、今の形がどこまで続いていくか、それも含めまして、いろいろな他都市とか、あるいは民間、そういう組織の中で、ただ公と民間企業と共通の部分もありますし、やはり違う部分もあると思うのです。その中で、取り入れられるものがあれば、それは見直しの際に勘案したいと思っています。

森井委員

私はゆっくり検証している時間はあまりないと思っていますし、先ほど佐藤委員からおっしゃったように、常任委員会は一つずつぐらいでいいのではないかというお話もありましたが、自分もその言葉には賛同します。今後、

周りの同じ公共における行政という意味では、基本的には部・課・係でとらわれていると思いますが、その中でも変わってくる場所も出てきているとは思いますが。課を廃止しているところもありますし、係というものを廃止しているところもあります。けれども、私は今、これだけ財政状況の厳しい小樽市だからこそ、そういう概念にとらわれない考え方が必要というふうに思っておりますけれども、今後、じゅうぶんな検討が必要ではないかと思いますが、改めて見解をお願いします。

総務部長

これは、市長が常々言っていますのは、従来の思考にとらわれなくて、まずみんなで考えていただきたいというふうに、各部には申し入れているところです。確かに、部・課を取り払って、どういうふうにできるかというののひとついろいろ考えなければならない部分があるのだらうと思っておりますけれども、いずれにしても今までのスタイルがいいのかどうか。これは11年度に組織のところまで踏み込むかどうかはちょっと別にしても、17年度にこの財政再建のアクションプログラムをつくっていくということですので、その中で先ほど佐藤委員にもお答えしましたけれども、ちょうど職員の退職不補充ということもあって、両方をどうやって効率よくするかということも含めて考えていかなければならないと思っておりますので、そこら辺をあわせて、すぐ17年度からなるのか、18年度からなるのかというのは、ちょっと今は明言できませんけれども、いずれにしても全く新しい視点といいますか、そういうものもひとつ模索していかなければならないというふうには思っています。

森井委員

ぜひその点を踏まえて、この推進プランを進めるためにも考えていただきたい、そういうふうに思います。

若手の登用について

続いて、自分は一般質問の方で、ベテランを多く擁する場であったりとか、若手のグループがあってもいいのではないかとという形でも伺わせていただきました。今、滞納者のお話、自民党佐々木委員からも質問がありましたけれども、いわゆる管理職を中心として、納税滞納者に対して取り組んでいるというような、それで効果が上がっているというようなお話も聞きますが、つまりはそういうところの部署に、いわゆる小樽でいう部長職のようなベテランの方々とか、優秀な方々がプロジェクト的なことでもいいのですけれども組んで、率先してそういう滞納者に関して納税率を上げるために取り組んでいるというようなこと等も考えられるのではないかと思っておりますけれども、ベテランを多く擁したりとか、若手を多く擁したりとか、そういうようなグループとかということは、今後の検討材料として当たらないかどうか、まずその点についての見解をお願いします。

総務部長

ベテランが必ずしもすべていいかどうかというの、若手がすべていいかどうかというの、いろいろ議論のあるところだと思うのです。ただ、そういう例えば納税の徴収とか、そういうときに、一つの経験の豊富な方がやはり対納税者との対応というのは、それはそれでいいと思います。ただ、そういう作り方をしていくと、どうしても業務に偏ってしまう傾向というの、当然出てくると思うのです。ただ、さっきも言いましたように、今までみたく画一的な業務をやっていった方がいいのかどうかというの、これは当然見直さなければなりませんので、今も当然ご提言ということで、ご提案ということですので、それらも踏まえてそのとおりできるのかどうか、検討させていただきたいと思っております。

森井委員

私はもちろん人材としての適材適所もありますし、それは世代という形でもあるのかというふうにも最近感じています。最近の話題ではないですけれども、例えばライブドアの会社が、組織が逆にベテランの方々がいらっやらないのですよね、平均年齢29歳ということですから。それでも会社が成り立っているわけですし、若手が億単位のお金を動かすほどの責任を背負ってやっているということもありえるわけです。実際に、この席に自分と同じ30代の方が何人いらっやするのか。そういうところも、若手に対してもそういう責任を背負わせなければいけない、

そうしなければ今市長が感じている危機感というものもなかなか共有できないのではないかというふうに思っていますので、そういうようなグループも今後考えていかなければいけないというふうに思っておりますので、そちらのことにしても検討していただきたいと思っています。

総務部長

先ほど言いましたけれども、確かに今ここには30代の人がいれば、数が少ないのですけれども、どこの業務でもそれなりの年代といえますか、経験を踏んでいって知識を広げていくということもあります。別に反論するわけではないのですけれども、若い人がすべていいというふうには私も考えていません。ですから、そういうそのバランスをどういうふうにとるかということです。しかも、今、そういう管理職といえますか、そういう登用するのにも、恐らく森井委員は言いたいのだろうと思うのですけれども、年功序列的なものを廃止した方がいいのではないかということだと思のです。それは現在、もう既にそういうことにとらわれず、人事の配置をしていますので、いずれにしてもどういう形態がいいのか、どういう人員の配置がいいのか、それは業務の中でいろいろと検討していくといえますか、そういう組織の見直しをしていきたいと思うのです。

森井委員

ぜひ検討をお願いしたいと思います。

フレックスタイムについて

次に、フレックスタイムについて。まず、市としての見解はどう思われているか、聞きたいと思います。

(総務)職員課長

フレックスタイムというのは、民間のことですね。一応、打合せとか会議とかのコアタイムを設けて、いわゆる出社、退社を裁量に任せるといって、その中で個人的にその勤務時間をとらせるという形だと思います。小樽市の中では変則勤務ということで、保育所とか消防とか、早出、遅出、あるいは勤務交代というので、現状それで足りているのではないかと考えております。

森井委員

フレックスタイムにもさまざまな問題があると思うのですけれども、今、早い時間に出社と、遅い時間に出社という話もありますけれども、そういう出社の切替えもフレックスタイムのうちに入ってくるのかと。そういうようなことを取り組むことによって、窓口業務の時間を遅くまで、残業費なくこのあたりをしている自治体もあるそうです。そういうようなことも考えてほしいのですけれども、私自身は思うに、例えば現在ある企画政策室なり、まちづくり推進室なり、もうかなり時間を問わず動くような状況が増えてきているのではないかと。そういう意味で、そういう完全なフレックスタイムも市としても導入できる時期に来ているのではないかと考えるのですけれども、実験的にも必要ではないかと思いますが、いかがですか。

(総務)職員課長

確かに、今言われたとおり、プログラマーとか、いわゆるアーティストの関係で言えば、いわゆる技術だとか知能を使って仕事をする部分については、その人の仕事のやり方あるいは業務の在り方に対応して、自由な時間に仕事というようなことがあるかと思います。ただ、役所の場合、基本的に窓口業務、一つは市民との対応、それから役所間同士の道庁とかそういう形での連絡業務等、まだまだ勤務時間にとらわれているというのではないのですけれども、その枠の中で業務をしているということで。ただ、今、委員が言われたとおり、そういう部分がないわけではないのでというふうには、一律的にはできないかもしれないのですけれども、これからの可能性として考えていきたい。ただ、今、国家公務員の方で、これとはちょっと関係ないのですけれども、緊急時とか会議、この部分については、7時から10時までの間で早出、遅出を請求によってとれる制度が17年度に始まります。その辺も含めて検討していきたいと思います。

森井委員

フレックスタイムの導入が、残業費の圧縮とか、そういうことにもつながるのではないかと個人的には思っていますので、この点についても考えていただきたいと思います。

予算編成の方法について

次に、予算編成についてなのですが、基本的に前年度の事業費の比較方式がとられていると思うのです。シーリング方式というそうですけれども、私はこのことももう変えるべき時期に来ているのではないかというふうに思いますが、このことについての見解をお願いしたいと思います。

(財政) 財政課長

予算のテクニク的なことで、基本的に小樽市の場合、非常に経常的な経費、市の裁量で増減できない部分があります。そういうものについては、確かに前年比。ただ私たちが予算立てする段階では、例えば17年度予算をつくるときは、16年度予算に対して17年度予算というのはありません。15年度決算に対して17年度予算、そういうようなことをこの経常費については考えています。それと、これは予算編成上のテクニクの一つには、今言われたようなシーリング方式、もう一つには何年かに一遍ゼロベースというのですが、ゼロから予算をつくる、この組合せを繰り返す、それが今のところの予算の方法かと思えます。それで、今の財政再建推進プランの中では、それだけではできないから、アクティブにばらばら法といいますか、そういう全部を一回ばらして、原部に考えさせるのではなくて、ワーキンググループでもんで、そしてつくっていく。これは組織も含めてやる必要があると、こういうようなつくりになっています。

森井委員

そのばらばら法の方式は、今後、小樽市としての方式になっていくのかどうかかわからないのですけれども、ゼロベースにおいては三重県が一番進んでいるのかというふうに思っています。それに伴って、市町村では、岩手県宮古市や石川県羽咋市ではこのシーリング方式はとらず、なかなか名称がないみたいで独自方式と呼んでいるのですけれども、それぞれそういうような編成を行っているところも増えてきています。それはばらばら法が小樽市としてのそういう方針になってくるのかはどうかかわからないのですが、やはりこれだけ厳しい現状の下、今までどおりではなく、違う予算編成の仕方、そういうものを考える時期に来ていると思うのですけれども、改めて聞きます。

財政部長

基本的には財政課長が申し上げましたけれども、今回の財政再建推進プランの基本的な考え方になるのですけれども、いわゆる事業の在り方とか、今までやりっ放しで来ているもの、こういうことを再提案していかなければいけないのです。だから、もう何年もずっとやってきているから、そうやって査定しなければならぬわけでありまして、本当にこの時期にそれが必要なのかとか、あるいは今後も行政がやっていかなければならないのかとか、そういったものをきちんと取り入れていかないと、やはり今までの考え方の原則でもってただ見直しをする、みんなすり合わせということになりますから、その事業の検証、必要性とか、そういったものをやはりきちんと今後の予算の編成に当たってもやっていく、そういう視点がこれからは非常に大事になってくるというふうに思います。

森井委員

やはりこの財政再建推進プランを進めていって、この中でいう19年度から8億円という金額になっていますけれども、それをねん出するというのはそう簡単なことではないと思います。今まで話したように、既成概念は取り払うべき時期に来ていると思いますので、そのことも含めて今後、検討していってほしいというふうに思います。

若年層に対する安全指導について

では、質問を変えまして、16年2定のときに、若年層に対するマリナー事故防止のための安全指導についてということで伺いました。それを去年2定のときに質問した以降、何か取り組んでいるということがあれば教えてください。

(教育)生涯スポーツ課長

昨年以降の実施状況でございますが、16年度、中学校 2 校で、安全防止に対する講習会を実施しています。また、小学生対象としましては、これは公募で募集したというように伺っていますが、ドリームビーチとそれから石狩浜のビーチというのでしょうか、そちらの 2 か所で実施したというように伺っております。

森井委員

ドリームビーチとか石狩浜で行ったのは、海上保安庁とかヨットセーリングのクラブがやったことですね。教育委員会としての取組は中学校の 2 校だけですか。

(教育)生涯スポーツ課長

小学校の講習会につきましても、海上保安部の方から小学校校長会を通して、募集案内をしてほしいという依頼がございました。それに対する協力しております。また、中学校の方につきましては、これも中学校校長会を通して、学校の授業の一環として取り組んでほしいという依頼がございましたので、これにつきましては中学校の 2 校で実施したということでございます。

森井委員

私は、海岸における事故防止そのものもやはり考えていきたいというふうに思っています。特に、海とかに接することによって、自分で事故回避できるようになるということがすごく重要だと思いますし、公明党から川のお話とかもありますけれども、自然に触れることそのものが結果的に事故回避にもつながっていくのかというふうにも思っています。さらには、小樽市はやはり特色のある地域だと思うのです。私自身は、小学生のときにスキーとかというものをやったことがなかったのです。私は通勤族でして、北海道にずっといましたけれども、スキーというものは一度もしたことがありません。それはやはりその地域の特性によって、スキーのないところもあるのです。ですから、スキーを子どものうちにあこがれたりする時代もあります。そういうような考えからいくと、子どもにあこがられるような場所、つまりはスキーなり、スノーボードも今もできますし、海がありますからサーフィンやライフセービングももちろんできます。また、公明党からお話が出ているようなスケートボードというの、今のところ北海道ではやれる場所がありません。そういうことを教育として生かしていくということは、自分としてはたいへん重要なことだし、それが大人になったときに事故を防げるというようなことにもつながるといふふうに思っていますので、今後、教育、そういう枠組みの中で取り入れていただきたいというふうに個人的には思っているのですけれども、見解をお願いします。

教育部品田次長

やはりスポーツ振興絡みも含めまして、日常の生活の中で、レクリエーションも含め、スポーツに親しんでいただくということの中で、今委員がおっしゃったような事故回避というのですか、そういう意識の部分、そういう意味ではどんどん高まるだろうと思っております。いろいろとスポーツ振興の中で、いろいろな意識の育成といたしますが、そういうものを考えていく、このように思っているところでございます。

森井委員

通学路が伸びたら、スケートボードで通学ができるとか、そんなところまでなればいいと個人的には思っていますけれども、それぐらい小樽が盛り上がっていけばというふうにも思っておりますので、今後の検討をお願いいたします。

成人式について

次に、成人式のことについて伺いたいのですけれども、小樽は成人の日に行われていると思うのですけれども、現在、他都市では前日に行っているところがあるのですが、小樽市としてはなぜ成人の日に成人式を行っているのか、何かこだわる理由があれば教えてください。

教育部品田次長

成人の日は月曜日でございますけれども、その開催理由は、平成14年から実行委員会方式をとってきてございまして、若い方が実行委員になっているわけでございますけれども、その中で開催等の関係、取決めをやってきてございます。ただ、委員がおっしゃっている開催日の関係でございますけれども、事務手続的に体育館を押さえるという関係の中では、前もって事務局段階の方で押さえているという実態でございます。

森井委員

私は前日でもいいと思うのです。北海道でも、もう17都市以外は全部前日になっています。やはり帰郷する方ももちろんいらっしゃいますし、二十歳でももちろん仕事されている方がたくさんいらっしゃいますから。しかしながら、そういう成人式的な久々に友人と会うというような機会で、たいへんいいことだと思うのですが、次の日仕事というのはなかなか厳しいものがあるのかなど。成人式が終わった後に交流があったりとかもすると思うのです。経済波及効果というのはどれぐらいかわかりませんが、前日にすることによって、その日遅くまで交流ができるのではないかというふうに思うので、前日に切り替えることはできないのかどうかと思っているのですけれども、この件についてはいかがですか。

教育部品田次長

新成人の方々にとりましては、やはり久しぶりに出会う場面でございますので、気持ち的には余裕のある日といえますか、委員のおっしゃられるように、日曜日開催ということで考えていく必要があるのかなと思ってございます。先ほども言いましたが、従前から実行委員会方式を立ち上げてきてございます。この中で、一応実行委員会は式典の進行あるいは取組内容等も検討いただいてきてございますけれども、開催日につきましても、この実行委員会の中でご検討いただくように進めていきたいと思っております。

森井委員

今年初めて小樽の成人式を見せていただきました。いろいろな出店的な形で催しをやるというのも、私自身のときにはなかったもので、いいと思うのですけれども、ほかの例えば手稲区であれば、小学校4年生のときにかいた絵を成人式の日にプレゼントしたりとか、石狩市においては、中学校のときのクラスのメンバーごとに写真を写して、その写真をプレゼントするなどというようなことも行っているようです。自分はやはり成人式に遊ぶというようなことももちろん重要と思うのですけれども、そういう思い出に残るようなことを大きなお金をかけずにやることもできるのかというふうに思うのですが、この件についても教育委員会として検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

教育部品田次長

新成人の方々にとりまして、やはりいい思い出、心に残る式典ということは考えていきたいと思っております。先ほども言いました実行委員会の方では、若い方々が多くおりますので、その意見をじゅうぶん取り込みまして、また、他都市のそういう情報を入手いたしまして、充実したような展開を考えていきたい、このように考えているところでございます。

森井委員

よろしく願いいたします。

庁内LANについて

それでは、最後に一つ、庁内LANについてなのですが、少しずつ庁内LANが庁内の中で安定してきていると思うのですけれども、私自身はやはり議員も情報の共有という意味では、庁内LANに議員が見て登録できるというか、接続できるというような形もとっていくべきではないかなというふうに個人的には思っているのですけれども、その点についての見解をお願いします。

(総務) 情報システム課長

議員の皆様のパソコンを庁内 LAN に接続するという形での情報共有ができないかというご質問でございますけれども、庁内 LAN という道具、インフラを使って我々が仕事を進めるという形で整備しております。その中の情報共有というのは、今私たちが進めているそれぞれの仕事、それぞれの課の中での進めている仕事での情報共有ということで、いろいろなインフラを使ってやっております。その中で、議会の議員の皆様と私どもとの情報共有という形でありまして、庁内 LAN の中でということとはどのような形ができるのか、ちょっと見えない部分もありますけれども、そういう意味では今までのいろいろなこちら側からの説明、それから資料要求というような形がその庁内 LAN の中でできるのかというようなことを研究していかなければならないというように考えます。その中でいくと、しくみとして目的が少し違う形で作られてきておりますので、すぐに皆様のパソコンを接続すればそういうことが実現するというようなことには少しならないかというふうに考えております。

森井委員

それを行うのに、どのような手段があるかということは何か考えられますか。

(総務) 情報システム課長

そういう形で情報共有、若しくは議会の中での情報共有ということを考えますと、議会での LAN というような方法もあるのではないかというふうに思います。そういう意味で、直接庁内 LAN に議員の方のパソコンを接続というような形ですと、我々の管理という中では及ばない部分が多いと思いますので、そういう中では独自にという形がベストかというふうには考えます。

森井委員

実際、庁内でも LAN がつながることによって、ペーパーレスにつながったりとか、情報の交換が早くなったりしていると思うのです。実際に議会事務局に行けば、庁内 LAN を見ようと思えば見られるわけです。そういうようなところまであるわけですから、その庁内 LAN をうまくやはり共有する、今みたいな議会の LAN というものも確かにあるかもしれないですけども、そういう併用というか、そういうこともやはり考えていかなければいけないのではないかというふうに思います。特に議員もパソコンを持っている方がそれぞれの会派にいらっしやいますし、あとそういう交流というか、そういうつながりというものが迅速にいろいろな形で前に進んだりとかすることができるかというふうにも思いますので、その点についての検討もお願いしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。

上野委員

総務常任委員会には私は入っておりますので、そのときに伺います。

教員の資質・能力について

一つだけ言っておきます。今日皆さんにというか、教育委員会に質問したいことがあります。一つは、指導力不足教員の人事管理システム。これは指導力の不足した教員が小樽にたくさんいると思いますので、どういうふうにこの判定というものをやっているかということ、これを具体的に本当は聞きたかったのでですけども、こういうことと、もう一つ、これはたいへん大事なことでですけども、管理職員の人事管理システム、これは校長、教頭の資質・能力の判定、実際先進の市ではもうこれをやっているのです。私も九州の方へこの間視察に行きましたけれども、そういう先進の市で、きちんと校長のなり手も何十人もいて、なかなかない、そういう地でも、これをやった結果、7人の教頭、校長が能力不足というデータが出た。これはまた総務常任委員会で言いますが、これについて一つは、もう4月は新学期を迎えますけれども、まず小樽の校長、教頭の人材がきちんといるのかが

1 点。

それと、指導力に欠けている。立派な人ばかりがいるとよろしゅうございますけれども、そういう人が小樽にいるのか、教育長から見た目でお答えください。

もう一つ、校長、教頭、管理職員の資質・能力に、みんなが立派だったら立派と言ってください。疑問を持っているものですから。

この3点だけ今日は伺いまして、次の機会に、総務常任委員会で再度聞こうと思います。隠さずに言ってください。

教育長

3点目、ちょっと聞き逃したのですが、3点目をもう一度お願いします。

上野委員

管理職員ですから、教頭、校長におきまして資質・能力の欠けている方がいるか、いないか、教育長から見た目で答えてください。

教育長

お答えいたします。

私も校長上がりでございますので、校長というのは、顔が二つも三つもあるのですが、その一つはご承知のように、教科においては若いころから鍛えたものですから、校長、教頭どの先生も教科においては間違いなく進んでいると思います。算数だめでも国語、国語だめでも算数、必ずそっちのものは教科は進んでいる。先生方よりむしろ進んでおります。校長の顔にはもう一つ、これも教頭の顔でもございますが、管理面ということの二つの、教科の面と管理面があります。管理面は、私のようにこういう場に立てるようなきかない人間もいますし、内気な方もいますので、そういう面で内気な方はどちらかという不利なかなという思いはしていますが、ともかく顔は二つも三つもあるうちの、教科についてはどの校長先生も教頭先生もすばらしい力を持っているのだということだけは、明らかだと思えます。

次、小樽の人材についてであります。教頭のなり手が少ないですが、当然教頭から校長になるわけですから、今年小樽で本当に少ない数の方が受けました。それで、教頭になった方は次に何年かして頑張ったら校長になると、当然校長になるのですけれども、増えません。足りなかったらどうなるかという、よその管内から来てもらうこととなります。そういうことで、私はできましたら、小樽の先生方が小樽を知って、小樽の子どもを知って、小樽の保護者を知っているのだったら、頑張ってもらって、その頑張ってもらおうというのは魅力ある教頭、校長にするために、これは教育委員会の仕事でないのかと思っております。そういう面で、魅力ある教頭職をつくって、そこで教頭になってもらって、さらに頑張ってもらって校長先生になってもらいたいというのが私の思いでございます。

三つ目は、資質・能力ということが、実は一般教員の資質というのは子どもに好かれ、指導力があり、そういう面もあるのですが、管理職になりますと、先ほどもちょっと触れましたように、すごいきかなさと、このほかに企画する力とか、そういうのがますます必要になってこようかと思えます。先ほど、佐々木勝利委員からご質問がありましたが、総合的な学習の予算がいろいろな予算と込みに入りますと、その予算をどういうふうにも子ども、先生方のニーズに合わせて配分するとか、教えるだけでなく、そういう資質も問われますので、ただ資質・能力がない人はいるかと言われますと、どの資質・能力を見てかというのですが、いろいろな資質がありまして、その一つ一つを子どもがこれから教育委員会で校長先生、教頭先生と研修の場をたくさんつくって行って、できたらたくさんの資質、たくさんのポケットを持ったその部分を一緒に作りたいと思っております。ですから、正解した答えにはなりません、一応そういうことをご勘弁願いたいと考えます。

上野委員

今、最後にした正解の答えになっていません。資質がなければ教育というのは大変でございます。先ほど、横田

委員も言ったように、現実にはそういう姿が小樽にあるのですから、先ほど横田委員が言いました。私も知っています。こういうことがあるのに、格好いいことを言っても、それは変わりません。1人のリーダーが1人も指導できない人もいます。しかし、1人のリーダーで100人も200人も指導できる人もいます。やはりそれは数の問題ではありませんので、これにつきましては、17日の総務常任委員会でゆっくり質問したいと思います。

委員長

れいめいの会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。